

月刊

# 日本行政

4

## Top Message

no.641 2026  
april

## 改正行政書士法の円滑な施行と 早期定着に向けて

## Leadership

- ・未来を拓く行政書士制度の使命と実践

## Special Report

- ・行政書士の ADR 今後の展望 —国民の皆様と共に—

## Topics

- ・平口洋法務大臣を表敬訪問
- ・鈴木憲和農林水産大臣を表敬訪問
- ・令和7年度「行政書士制度広報月間」実施報告
- ・令和7年度「行政書士制度広報月間」監察活動報告書 集計結果



◎「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。詳細はお知らせ記事を御確認ください。



日本行政書士会連合会



日本行政書士会連合会会長  
宮本 重則

# 改正行政書士法の円滑な施行と 早期定着に向けて

令和8年度を迎えました。春は、新たな人材が社会や学校に加わり、それぞれが希望と志、そして緊張を胸に第一步を踏み出す季節です。組織が新たな構成員とともに目標へ進むために最も重要なのは、円滑なコミュニケーションです。

私たち行政書士会にも、昨年度の行政書士試験に合格された方々をはじめ、多くの新たな会員の皆様をお迎えする時期です。各単位会におかれましては、新しい環境に身を置く新人行政書士の皆様が安心して能力を発揮できるよう、「いつでも質問や相談できる環境」を可視化するとともに、相談役（メ

ンター）を配置するなど、早期定着に向けた体制整備に一層の御尽力をお願い申し上げます。

さて、行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号。以下「改正行政書士法」といいます。）は、本年1月1日に施行され、3か月が経過しました。本年度、私たち行政書士にとって最大の課題は、この改正行政書士法を確実に定着させることです。この改正は、単なる制度変更にとどまらず、行政書士の社会的責任と役割を明確にするものであり、この改正を実効あるものとするため、私たち自身の行動が非常に重要になります。

国会としては、改正行政書士法の公布以来、この改正をいかに社会に浸透させ、早期かつ確実に定着させるかという点を最重要課題として取り組んでまいりました。

まず、会員の皆様に対しては、各単位会の御協力の下、昨年7月から本年3月にかけて全国31の単位会で改正行政書士法の説明会を開催し、延べ約2千人の皆様にご参加いただきました。説明会では、この改正に至った経緯、改正の内容及びその意義について直接お伝えし、共通認識の形成を図ってまいりました。とりわけ、業務の制限規定の趣旨の明確化及び両罰規定の整備については、制度の根幹に関わる重要な事項であり、高い関心が寄せられ、無資格者による行政書士行為への対応について、多くの御意見や御要望を頂戴しました。

これらの御意見等を踏まえ、自動車販売関係団体、フランチャイズ関係団体、消防設備関係団体、建設工事関係団体に対し、改正行政書士法の趣旨について傘下の団体及び会員への周知を依頼し、無資格者による行政書士法違反行為に対する姿勢を内外に明確に示してまいりました。さらに、無資格者による違法行為の抑止を目的として、行政機関の窓口に掲示する注意喚起のプレートの制作例を各単位会に周知するとともに、注意喚起のチラシを作成して各単位会へ配付するなど、改正行政書士法の実効性を担保する環境整備を進めました。

また、「行政書士法の一部を改正する法律の円滑な施行について」（令和8年1月13日付日行連発第1328号）を各単位会長宛に発出し、業務の需要拡大を見据えて、受任体制の整備、取扱会員の増員、研修の充実による資質の向上など、受け皿としての組織力の強化をお願いしました。加えて、一部の行政書士又は行政書士法人に依頼が過度に集中し、結果として受任を断らざるを得ない事態が生じれば、この改正の趣旨に反することから、依頼者の意思を尊重しつつ、他の行政書士又は行政書士法人との共同受任など柔軟な対応を図り、会員が連携して改正行政書士法の円滑な施行に努めるよう、周知徹底をお願いしました。

特定行政書士の業務範囲の拡大は、本会が平成26年の特定行政書士制度の創設以降から要望してきた制度改正の到達点です。行政不服申立て分野に

において、国民の権利利益を守る専門家として確固たる地位を築くことは、本会の重要な使命です。そのためには、現在約6千人の特定行政書士のさらなる増員と実務能力の不断の向上が不可欠です。このため、本年2月19日に「特定行政書士の実務に関するオンラインセミナー」を開催し、中央研修所の研修サイトにVOD講座として掲載し、無料で視聴できる体制を整備しました。自己研鑽の機会は整えられたので、会員の皆様におかれましては、主体的な研修受講と実務能力向上に積極的に取り組んでいただきたいと存じます。さらに、特定行政書士制度のPRリーフレットを作成し、各単位会へ配付し、特定行政書士の普及定着を図るための環境整備を進めました。

また、特定行政書士が行政不服申立ての専門家として社会的な認知を高めるためには、実務の実績の積み重ねが何より重要ですが、同時に、国の行政相談委員、国や地方公共団体の行政不服審査会の委員、審査庁の審理員、市区町村農業委員会の中立委員等といった公的委員への登用を推進し、社会的な信頼を高めていくことも意義ある取組であると考え、現在、具体策の検討を進めています。

最後に、改正後の行政書士法第1条の2に士業法で初めて職責として明記された「デジタル社会への対応」は、行政書士制度の将来を左右する極めて重要な課題です。行政手続の電子化が加速度的に進展する中で、行政書士がその中心的担い手となることが求められています。政府の「誰もがデジタル化の恩恵を享受することで、豊かさを実感できる『誰一人取り残されない』社会の実現を目指す」という方針に、私たち行政書士が応えていくための具体的な施策を策定し、実行してまいりたいと考えています。

以上、改正行政書士法の円滑な施行と早期定着に向けた本会の取組について御説明しましたが、今こそ、この度の法改正を単なる「制度改正」に終わらせることなく、「活躍の場の拡大と社会的信頼の一層の向上」へと昇華させるときであり、本会は、各単位会と協力し、引き続き、确实かつ着実にこれらの施策を実行してまいります。

会員の皆様におかれましては、それぞれの現場においてこの改正の趣旨を体現し、引き続き、力強い御理解と御協力をお願い申し上げます。

# 4

## 日本行政

MONTHLY No.641 APRIL, 2026

### C o n t e n t s

Top Message

改正行政書士法の円滑な施行と早期定着に向けて…………… 1

Leadership

未来を拓く行政書士制度の使命と実践…………… 4

Special Report

行政書士のADR 今後の展望 ―国民の皆様と共に―…………… 5

Topics

平口洋法務大臣を表敬訪問…………… 7

鈴木憲和農林水産大臣を表敬訪問…………… 7

令和7年度「行政書士制度広報月間」実施報告…………… 8

令和7年度「行政書士制度広報月間」監察活動報告書 集計結果 …… 26

Information

令和8年度 特定行政書士法定研修 募集要項…………… 30

本会ホームページの行政書士会員検索への「行政不服申立て」の追加について …… 34

令和7年度行政書士試験／都道府県別試験結果一覧…………… 35

令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD方式)の御案内…………… 36

一般倫理研修受講について…………… 37

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について …… 39

■ Pick UP!単位会…………… 40

■ 秋桜日記 ～特定行政書士への誘い～…………… 41

■ 中央研修所通信4月号…………… 43

■ 日行連の主な動き(2月)…………… 45

■ 会員の動き／広報部員のひとり言／…………… 49

御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



行政書士制度の  
発展のために

## 未来を拓く行政書士制度の使命と実践

副会長 河野 芳輝



令和7年度の定時総会におきまして、副会長を拝命いたしました宮崎会所属の河野芳輝でございます。申請取次行政書士管理委員会、法教育推進委員会、行政書士制度調査室を担当させていただいています。それぞれ本間申取管理委員長、青木法教育委員長、大塚制度調査室長を中心に各委員・専門員の皆様と共に、宮本会長をお支えし、事業推進発展に尽力してまいります。何卒よろしくお願いいたします。

行政書士制度は、行政の公正・円滑な手続に寄与し、国民の権利利益の実現に資することを使命とする国家資格の専門職制度となりました。今日、デジタル技術の進展、超高齢社会の深化、都市と地方の格差の急拡大、国際化の急速な進行という大きな社会構造の変化を迎える中で、行政書士を取り巻く環境はこれまで以上に高度化し、複雑化しています。これらの変化に的確に応え、制度の維持発展を図ることこそ、私たちに課された責務であると考えます。

近年、民法改正による遺言制度や成年後見制度の見直しが進められています。遺言制度では、方式の柔軟化やデジタル社会に対応した新たな手続が検討されており、より利用しやすい制度へと進化しつつあります。成年後見制度についても、本人の意思を尊重する意思決定支援の考え方が重視され、制度の在り方そのものが転換期を迎えています。行政書士は、これらの法制度を正確に理解し、依頼者の意思と権利を守る実効的な支援を提供する専門職として、従来以上の役割が期待されています。

現在、外国人との秩序ある共生社会を実現する上で、申請取次行政書士は重要な役割を担っています。私たちは、在留手続を適正かつ円滑に行うことで、不正防止と公正な在留管理に寄与するとともに、外国人本人や受入れ企業に正確な情報を提供し、安心して暮らし働ける環境づくりを支えています。また、自治体や地域機関と連携し、生活上の支援やトラブル予防にも取り組むことで、地域の共生力向上に貢献していくことが期待されます。行政書士は、共生社会を支える実務の最前線に立つ専門職であると考えています。

さらに、情報環境が複雑化し、価値観が多様化する現代において、個人が自立的に判断し行動できる力のうち「法的なものの見方・考え方」を育む、すなわち法教育の重要性が一層高まっています。法教育は、若年層のキャリア形成支援として、また地域への社会貢献活動として、更には行政書士制度の理解促進につながる広報活動として、多面的な意義を有しています。行政書士が学校や地域において法教育に携わることは、制度の公共性を体現するとともに、次世代の市民に制度への信頼を育む基盤づくりにも貢献するものであると考えます。

これらの社会的課題に持続的に対応するためには、行政書士一人ひとりが高い職務倫理を自覚し、不断の研鑽を続けることが不可欠です。日行連が定める「行政書士職務基本規則」は、専門職としての行動規範を明確にし、国民の信頼を支える制度の柱です。また、日行連、単位会、地方協議会が一体となり、行政・地域社会・関係機関との連携を深化させることで、制度としての社会的機能をより一層高めていく必要があります。

行政書士制度の発展は、変化する社会の中であって多くの国民の皆様には、行政書士がいて良かったと実感していただける国家資格者として寄り添い続けることによって実現できるものと考えています。宮本会長が目指す「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう！」との活動理念の下、制度の使命・職責を改めて胸に刻み、未来を拓く行政書士制度の発展に引き続き取り組んでまいります。

# 行政書士の ADR 今後の展望

## — 国民の皆様と共に —

裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部  
本部長 杉山 久美子

### 1. はじめに

ADR（Alternative Dispute Resolution）とは、「裁判外紛争解決手続」と訳されます。

日本においては、仲裁や斡旋、調停などがこれに当たりますが、行政書士の行う ADR は「対話促進型同席調停」という方法での調停です。

この「対話促進型同席調停」という紛争解決の方法は、アメリカで行われている ADR ですが、成熟した民主主義社会においてはベストであると、私は強く感じています。

紛争を抱えた両当事者が、自身の紛争を解決することを目指して、最大限参加して話し合いを行うことができるからです。

そして、その話し合いの結果、新たに生み出された解決策は、両当事者が尊重し誰に強制されることもなく、守るべき価値のあるものとして実行されると考えられ、アメリカではそれゆえ、その結果には強制力を付与しないとされています。

またアメリカでは、当事者があらかじめ弁護士などから教示を得てから調停に臨むこともあり、現実的な解決とあまりにかけ離れた主張はしないということもあります。強制力の付与という点で、日本においては、令和6年4月1日から「特定和解」がスタートしましたので、調停の合意内容によっては、当事者が希望すれば法的拘束力の付与が可能となりましたが、そもそも日本においての

ADR（調停）は、裁判所の行う調停が広く知られ定着していますし、今回の法的拘束力の付与にも影響があったのではないかと感じるどころです。

裁判所の行う調停は原則別席であり、お互いが直接話し合うことはありません。両当事者の感情の対立が激しい場合には、同席で調停を維持するのは難しいと考えますが、別席の場合だと、調停委員が両当事者の主張などを聞いて、その内容を相手に伝達するため、実際に相手がそう言っているのか、どんな態度で話しているのかなどは直接見聞きすることはないため、もどかしい面もあります。

果たして、相手が発したという言葉信じていいのか、重要な内容であればあるほど、当事者は悩むことになるわけです。

### 2. 対話促進型調停のメリット

その点、対話促進型の同席調停であれば、両当事者は実際に相手の話す言葉を聞き、その時の態度などを見ることができます。感情の対立が激しい場合には、相対での話し合いは困難なことは想像に難くありませんが、その場には対話促進型同席調停をサポートするためにトレーニングを重ねた調停人が寄り添います。

当事者はどうしても自身が正しいという立ち位置から調停に臨むため、相手を繰り返し責めたり、

自分に不利なことは聞かれなければ話さなかつたりします。

調停人は、言い換えや要約、そういったスキルを使いながら、決して自分の価値観で判断せず、解決策そのものの提案もせず、しかし当事者を支え、異なった主張をする両当事者が、お互いの立場を理解するまでの調停の場作りをして、対立の場から協力して解決策を創り出す場へと変化させるのです。両当事者が話し合うべき課題（イシュー）をつかみ、その課題に対して取っている態度や考え（ポジション）を両当事者にそれぞれ明確に認識してもらい、その背景に潜む本音、真の動機をつまびらかにして、真の動機部分の統合を試みます。そしてそこに新たな、WIN-WIN となる解決策を創設するのです。

この、公正中立という姿勢を当事者から認められ、信頼を得ることのできる調停人となるべく、トレーニングを重ねてきた経験値を蓄えた調停人候補者が、法務大臣の ADR 機関認証を受けた各センターに複数人いることは、これから行政書士の手がける ADR の新たな展開にとって、重要なキーパーソンとなると期待しています。

### 3. 今後の展望

既に日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）では令和6年9月25日に内閣府と「大規模災害時の災害自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結しており、「日本行政書士会連合会大規模災害等発生時の対策に関する規則」を改正し、第17条（災害復興支援員派遣部の業務）中、第五号に災害復興支援員からの要請に基づき、行政書士 ADR センター等と連絡調整に関すること、という文言が付加されま

した。

この連絡調整という役割を、日行連 ADR 推進本部が担い、各センターと連携し、あらかじめ各センターから提出された大規模災害時対応可能な会員のリストを基に派遣要請をするというスキームを構築したいと考えています。つまり、国から大規模災害の指定を受けた場合、災害 ADR を視野に被災者の生活上の問題に対しての相談対応のために、当事者の真の動機、つまり被災者の方々が何を必要とされているのかを的確につかむことのできるトレーニングを受けた調停人候補者を派遣することを想定しています。実現までに解決すべき課題は複数あり、日行連の協力を得ることが前提ですし、当然総務省の自治行政局行政課の御理解と御支援も必須と考えています。

さらに、これを実現させるためには、法務省や日本弁護士連合会とも協議させていただき、実際に ADR を行うに当たっては、法務大臣認証のセンターがない地域で発災した場合、手続関与弁護士を確保できるようにしなければなりません。取扱分野においても、例えば、大規模災害に限っては、賃貸借の事務所物件の紛争も例外的に取り扱えるなど、被災者の方にとって最も負担の少ない対応ができればとも考えます。

とにもかくにも、優先順位をつけ、一つひとつの課題をできるだけ迅速に解決していき、被災者の皆様の生活再建に少しでもお役に立てるよう、相談から ADR での解決まで行政書士によるフレキシブルな対応が可能となるよう努めてまいります。

この他にも、行政不服申立てに関する相談があった場合には、特定行政書士と連携した対応が必要となることも想定されますので、今後、ADR 推進本部で検討を行いたいと思います。

引き続き、会員の皆様の御理解御協力をくださいますようお願いいたします。

## 平口洋法務大臣を表敬訪問

**訪問日** 令和8年1月21日（水）

**出席者** 〈日行連〉 宮本会長、原田・平岡・岩崎・  
竹田・西村・河野各副会長、  
田後・関口両専務理事、坪川・  
関谷両常任理事  
〈日政連〉 常任会長、菅副会長、徳山・  
速水両副幹事長、飯田常任幹事



先日、日行連及び日政連の関係役員が第104代高市内閣総理大臣から法務大臣に任命された平口洋法務大臣を表敬訪問しました。

はじめに、この度の法務大臣御就任に当たってのお祝いの言葉を申し上げました。また、日頃から行政書士制度への深い御理解をいただいていることに対し感謝の意を申し上げるとともに、改めて今般の行政書士法の一部を改正する法律の成立について御報告しました。

その後、外国人政策の適正な運用に向けて、行政書士の専門性や実績を御説明し、今後、出入国在留管理庁との連絡協議会を設置して更なる連携強化を図る方針であることを御報告しました。その他、民法改正や所有者不明土地問題等への対応についても意見交換を行い、地域に密着した行政書士ならではの取組について御説明しました。平口大臣からは国民と行政との懸け橋として行政書士の更なる活躍を期待する旨の御言葉をいただきました。

公務御多忙の中、限られた時間ではありましたが、大変有意義な時間となりました。

## 鈴木憲和農林水産大臣を表敬訪問

**訪問日** 令和8年1月21日（水）

**出席者** 〈日行連〉 宮本会長、原田・平岡・岩崎・  
竹田・西村・河野各副会長、  
田後・関口両専務理事、安野・  
関谷両常任理事、土田理事  
〈日政連〉 常任会長、徳山・速水両副幹事長、  
飯田常任幹事



先日、日行連及び日政連の関係役員が第104代高市内閣総理大臣から農林水産大臣に任命された鈴木憲和農林水産大臣を表敬訪問しました。

はじめに、この度の農林水産大臣御就任に当たってのお祝いの言葉を申し上げました。また、日頃から行政書士制度への深い御理解をいただいていることに対し感謝の意を申し上げるとともに、改めて今般の行政書士法の一部を改正する法律の成立について御報告しました。

その後、農業支援に関する現状と課題について意見交換を行い、本会として、農業や水産業における補助金の利用率向上を目指して、地方でのコンサルティング支援を促進するとともに、農業委員会における中立委員への登用を推進して、農業支援体制の強化に取り組んでいることを御説明しました。鈴木大臣からは、引き続き行政書士の知見を生かして、農業従事者等への支援について御協力いただきたい旨の御言葉をいただきました。

公務御多忙の中、限られた時間ではありましたが、大変有意義な時間となりました。

# 令和7年度「行政書士制度広報月間」実施報告

<広報部>

本会では、10月1日から同月31日までを「行政書士制度広報月間」と定め、総務省の後援をいただき、全国の都道府県及び各単位会の御協力の下、広く国民の皆様には行政書士の活動をお知らせすることにより、行政書士制度の普及と浸透を図る活動を推進しており、令和7年度の広報月間における無料の「行政書士電話相談」は、昭和55年以降46回目となります。

以下、令和7年度の「行政書士制度広報月間」において、本会のPR活動や各単位会から報告のあった「行政書士電話相談」等の活動結果について御報告します。

## 日行連におけるPR活動

報道機関約80社にプレスリリースを送付するとともに、総務省及び各都道府県庁に行政書士制度広報月間の文書を送付した。

また、身近な国家資格者である行政書士に気軽に御相談いただけるよう「行政書士は頼れる街の法律家」をキャッチコピーに、卓球の金メダリスト、タレント、スポーツキャスター、卓球解説等多方面で活躍されている水谷隼さんを行政書士役で起用した行政書士制度PRポスターを89,034枚（前年度比0.05%増）作成し、各単位会や関係機関等へ配付するとともに、水谷さん出演の行政書士制度PR動画を制作し、本会のホームページ上で公開した。

このほか、YouTube広告動画を制作・公開し、広く行政書士制度の周知を図った結果、令和8年3月現在までに191万回を超える再生回数をカウントした。

## 各単位会における活動

### I. 行政書士電話相談

#### 1. 実施単位会

47単位会中35単位会が実施した。

#### 2. 実施日数

35単位会のうち10月1日の1日のみ実施したのは14単位会で、それ以外の日の1日のみ実施したのは4単位会であった。複数の日にわ

たって実施したのは17単位会であった。

### 3. 実施場所

単位会の事務局でのみ実施したのは23単位会、事務局以外に支部や会員事務所等で実施したのは11単位会であった。

### 4. 実施日数及び相談対応スタッフ数

1単位会当たりの実施日数は6.4日であった（実施日が特定できない単位会を除く。）。

相談に対応したスタッフの延べ人数は、日数や実施形態の違いから単位会により大きなばらつきがあり、最も少なかった単位会は1名で、最も多かった単位会は108名、全単位会の合計は505名で、1単位会当たり14名であった。

### 5. 相談受付件数

相談の受付件数は、「権利義務・事実証明」が500件（81.2%）で、「許認可関係」が116件（18.8%）の合計616件であった。

「権利義務・事実証明」では、「遺言・相続・成年後見」に関する相談が179件（35.8%）と最も多く、次いで「不動産関係」が125件（25%）、「財産管理」が43件（8.6%）、「各種契約」が14件（2.8%）、「戸籍関係」が11件（2.2%）、「会計記帳・定款・内容証明」が10件（2%）、「知的財産」が3件（0.6%）であった（「その他」を除く。）。

「許認可関係」では、「入管関係」が36件(31%)と最も多く、次いで「建設・風営」が19件(16.4%)、「自動車関係」が14件(12.1%)、「農地転用」が13件(11.2%)、「法人設立」が4件(3.4%)、「土地開発」が1件(0.9%)であった(「その他」を除く)。

その他の相談では、お墓じまいや近隣トラブルなどが多くあった。

## 6. 実施上の問題点等

告知方法や実施場所や実施期間、相談者数の増減に係る対応、行政書士の業務範囲外の相談等実施上の問題点等に関する意見が8単位会から寄せられた(特に意見のなかったのは39単位会であった)。

## II. PR 活動

### 1. 無料相談の実施会場

無料相談の実施会場は、電話相談会場が472か所で、対面相談会場が979か所の合計1,451か所(前年度比13%増)であった。

本会から単位会に配付を依頼した行政書士制度PRポスターは、無料相談の会場に掲示したほか、単位会事務局以外の公的施設に10,961枚、駅や店頭で38枚、会員事務所を通じた外部へ

44,930枚を配付した。

また、41単位会では、チラシやPRグッズを配布した。

### 2. 相談受付件数

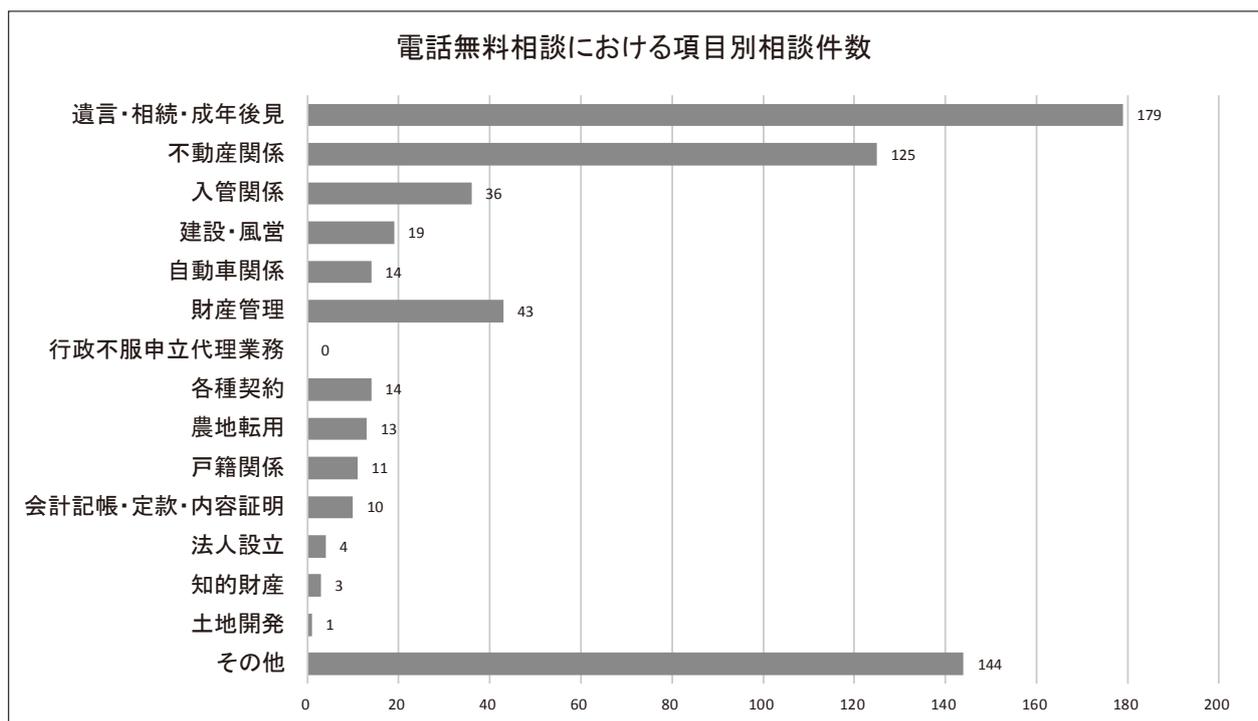
相談受付件数は、電話相談が、前記Iの5のとおり616件(7.8%)で、対面相談が7,280件(92.2%)の合計7,896件(前年度比約0.01%減)であった。

### 3. 広告媒体

広告を自治体の広報紙(誌)に掲載したのは29単位会、新聞は41単位会、テレビは13単位会、ラジオは14単位会であった(純計で46単位会)。

また、マスコミにより報道された単位会は、新聞が18単位会、テレビが8単位会、ラジオが4単位会であった。

広告媒体の利用や配布物の作成等に要した経費については、最も少なかった単位会は0円で、最も多かった単位会は7,271,307円、総額は約52,000,000円で、1単位会当たり約110万円であった。



# 令和7年度行政書士制度広報月間実施報告 総評及び今後の課題について

## 北海道行政書士会



- ・官公署等へのPR活動に関しては、「今年もやってまいりました。」の一言で相手方に訪問内容の全てが伝わる関係を長年の訪問により構築できている支部がある一方で、規模の小さな町役場ではポスター掲示箇所がないという理由から掲示する予定はないと言われた支部もあり、広報月間に限らず普段から顔見知りになることの大切さを痛感しつつ、今後も引き続き積極的にPR活動は続けていきたい。
- ・一日無料相談会の開催について、新聞広告、自治体広報誌、コミュニティFM局、支部ホームページなど複数の媒体で周知した支部では、それらの媒体で相談会を知ったという声が多く聞かれ、周知方法や相談会設置場所を市役所にしたことが功を奏した。相談会では心配事の解決への糸口を提示して、大変喜んで帰られる方もおり、その点では良かったと考える。今後の課題としては、行政書士の業務についてあまり理解されていない方も見受けられたとのことから、行政書士業務について更に一層の周知を図る方策を探求していきたい。
- ・渡島半島北部3町(長万部町、八雲町、森町)を訪問した支部では、3町全ての首長と会う機会に恵まれ、行政事務歴による行政書士登録制度、行政書士業の業務範囲、非行政書士による申請の注意喚起に絡めながら、行政書士法改正について、直接広報活動と周知の要請がなかった。特に長万部町長からは、北海道新幹線延伸に係る土地地区画整理事業・土地の収用に伴って発生する不動産の権利関係整備等、町の抱える課題に関する話があっ

た。その観点において行政単位で対応が難しい問題に対する窓口の機能として、地域に根ざした行政書士の必要性と期待感についての話もあり、我々行政書士の社会的な役割と価値の高まりを感じながら、令和8年1月1日施行の改正行政書士法に絡めながら、非行政書士による代理申請行為に関する注意喚起と情報提供を要請できたことは大きな成果であったと感じている。

## 秋田県行政書士会



- ・大仙支部の無料相談会会場として例年と同じショッピングセンターを利用させていただいたが、ショッピングセンター側の都合でいつもの1階フロアではなく、2階専門店の空きテナントを使用した。間隔を空けて三つの相談ブースを設置でき、広さは十分であったが、場所が分かりにくく、人通りも少なかった。例年の場所はショッピングセンター入口に近いこともあり、活用媒体を事前に見ていなくても相談される方がいたが、今回はいなかった。来年は、できれば例年と同じ場所を使わせていただけるように交渉したい。
- ・悪かった点  
インターネット関連の広報ができなかった。
- ・今後の課題  
今後はインターネットなど幅広い媒体で広報活動を展開していきたい。地域の高齢化等で対面相談に来所できない相談者のため、電話相談がスムー



## 宮城県行政書士会



- ・宮城会では全12支部において対面による無料相談会を開催した。
- ・当会広報部では昨年に引き続き独自に相談会日程表ポスターを作成し、ホームページへの掲載や、仙台市営地下鉄の6駅において掲示板(地域情報ボード)にポスターを掲出した。そのほかには、地域情報誌、フリーペーパー、新聞の情報提供コーナーを活用して広報活動を行った。また、広報用三つ折りリーフレットも作成し、広報活動に活用してもらうよう、12支部へ100枚ずつ配布した。
- ・各支部においても、新聞や各自治体広報誌を利用して告知活動を行った。また、祭り等の地域イベントでは来場者にポケットティッシュやチラシを配布することで行政書士制度をPRでき、多くの相談者を招くことができた。
- ・祭り等の地域イベント以外は公的施設が相談会場となっており、数年間実施していなかった自治体での相談会が実現した支部もあり、支部で独自に作成した法被を相談員が着用するなど工夫を凝らし、PR活動に努めた。
- ・役所や役場から場所を提供していただいているが、商業施設とは異なり、一般市民に対する広報活動とまではいかないところが引き続きの課題である。また、相談員の育成が必要との支部からの声もあり、相談員確保についても課題が残る。

## 山形県行政書士会



行政書士制度広報月間においては、県内各支部が連

携して多様な広報活動を展開し、一定の成果を上げることができた。特に山形支部と山形会で共催した行政書士フェスタにおいては、市内外の事業所・団体から出展された市民ふれあいコーナーや、無料相談会、公証人による遺言・成年後見セミナーに多くの方に御参加いただき、行政書士業務を広く紹介できたことは、市民への理解促進に大きく寄与したのではないかと考える。また、天童支部が大型ショッピングモールにおいて祝日に無料相談会を実施し、多くの来場者から好評を得た点は、地域に根ざした効果的なPRの成功例として評価できる。一方で、広報手法が例年どおりの新闻媒体やラジオCMに偏り、新規層へのアプローチが十分とはいえなかった点は課題として残る。今後は、県会及び会員によるSNS発信など、デジタル媒体を活用した広報手段を積極的に取り入れ、より多層的で効果的な情報発信体制を構築する事も検討課題になると考える。

## 東京都行政書士会



本年度の広報月間(10月1日～11月15日)東京会・各支部(33支部)ともにほぼ通常どおりの形式で無料相談会を行った。本会では東京都庁内での「暮らしと事業の無料相談会」を10月9日と10日の2日間開催した。着ぐるみユキマサくんを積極活用し、都民のみならず都庁の方々にもアピールできたと考える。各支部(33支部)においては合計75回の街頭無料相談会を開催した。相談内容は例年どおり遺言・相続が最も多く、それに関連した成年後見や空き家対策についての相談も増えてきている。遺産分割プラス成年後見、遺産分割プラス空き家対策(有効な活用対策等も含む)のような複合的な相談ニーズがある。当会の広報部としてウェブサイトやSNSを活用して情報発信を行った。

課題として、ウェブサイトやSNSでの広報は、どの程度の成果が上がっているのかがよく分からないという点がある。相談会に来られる方は比較的高齢の方が多く、まだ紙媒体(新聞折り込みチラシ)からの情報取得が主となっていた。今後は的確な情報発信と分析をしながら相談会のみならず様々な活動に取り組みたいと考えている。

神奈川県行政書士会



10月10日、11日の2日間、新都市プラザ(そごう横浜店地下2階正面入口前)において、本年度で21回目の「行政書士フェスタ2025」を開催した。イベントのメインとなる「無料相談会」の会場では、相談ブースを12席配置し、単位会所属の行政書士相談員だけでなく、公証人会、全日本不動産協会及び社会保険労務士会に相談員を要請し、多くの方々の相談に対応した。また、昨年に続き、会場の一角でユキマサくん撮影会を行った。撮影会は10日に5回にわたり行ったが、いずれの時間帯でもユキマサくんは大人気で、年齢性別問わず、多くの方々とフレームに収まっていた。撮影会に御参加くださった方には記念に、ユキマサくんのオリジナルグッズをお持ち帰りいただいた。本年度で4回目となった「にゃんとも頼れる! 落語会」は、別会場の崎陽軒本店において開催した。桂まん我氏を招聘し「代書」など3演目を披露していただいた。151名の方が来場され、会場は大盛況となった。

千葉県行政書士会



- ・広報月間内の官公署訪問と相談会等で配布するPRグッズは、配布の状況やPRの効果等をそれぞれ担当した業務部や支部からの意見を反映させて、次年度以降の作成にいかしていきたいと考える。
- ・電話相談件数がゼロ件だったことを受けて、広報媒体や周知地域、期間を見直す必要があると考えている。

茨城県行政書士会



- ・市町村が発行する広報誌を見て相談会場に来訪される方が圧倒的に多いので、茨城会事務局から各市町村に掲載依頼文を郵送するとともに各支部の理事等が市町村の担当窓口(広報広聴課等)を訪問して掲載を依頼したが、掲載市町村数は昨年度と同じ35市町村(県内市町村数44)だった。次年度は未掲載だった9市町村への掲載依頼を強化したい。
- ・相談会の開催日時について、仕事帰りにも相談できるように平日午後4時から午後7時という枠を設けており好評を得ている。
- ・PRグッズとして「ポケットティッシュ」を制作した。相談会以外にもイベント会場での配布や行政機関等の窓口でも設置配布することにより認知度の向上につながったと考える。
- ・電話と来場者を合わせた相談件数が251件(昨年度315件)と昨年度より64件の減少となった。相談件数を増やすための施策を検討していきたい。

栃木県行政書士会



例年と同様の活動を計画し、各支部、全会員の協力の下、予定の事業は全て実施することができた。し

かしながら、無料相談会においては新聞広告、自治体の広報誌など例年同様の周知方法でありながら、相談者数のバラつきが見られ、天候や曜日、時間などの理由を探り、改善が必要だと感じた会場もあった。改正行政書士法の施行後となる来年は、官公署訪問に重点を置き、申請窓口職員への本人確認徹底を促し、行政書士の地位向上をより一層推し進めていきたい。

### 埼玉県行政書士会



本年度、県内全 23 支部において、計 29 会場で対面での無料相談会を実施した。埼玉会会長を始め副会長や部長・委員長が手分けして、埼玉県庁やメディア関係など各所へ挨拶に出向き、広報月間による行政書士制度 PR 活動を行った。地元新聞を始めとする読者の多い大手新聞への広告は、例年どおり掲載を続けている。各支部でも公共機関へのポスター掲示や自治体広報誌に対して 10 月県下一斉無料相談会案内の掲載を依頼した。テレビ埼玉「情報番組マチコミ」に、当会会長らが生出演で行政書士制度並びに広報月間無料相談会の PR を行った。視聴者プレゼントに、ユキマサくんの人気にあやかり、今回も大好評のさぶとんユキマサくんを用意した。「マチコミ」X (旧 Twitter) にて、視聴者から好評をいただいたことが閲覧回数やコメントから読み取れる。当日のパーソナリティーである歌手の竹本孝之氏には、本年度当会ポスターにも御協力いただくなど、年間を通じて当会の PR に大いに貢献していただいている。無料相談会での内容は、例年どおり遺言・相続が最も多い。また、成年後見や財産管理が項目に加わったことで、各々の相談事情が確認できた。各支部の相談員もその辺りを実感していて、この分野への専門性の更なる向上に意欲的である。行政書士法の一部改正後となる次年度以降も、デジタル社会に機能する行政書士制度の周知に取り組んでいきたい。

### 群馬県行政書士会



広報月間においては、県庁や県警察本部やマスコミへは県執行部が広報活動で訪問し、県の出先機関や市町村などへは各地の支部が訪問しアピールしている。また、事務局に仮設電話を引き、恒例の一日電話無料相談会を行うとともに、各支部の無料相談会においては、本年度全支部が対面での相談会を実施することができた。その中で、地元新聞社とテレビ局を訪れた際、支部無料相談会の広報をしたところ取材に来ていただけたことが喜ばしかった。地元テレビ局では、その日の夕方 6 時のニュースで放映してくださり、地元新聞でも記事にしてくださった。相談件数は例年どおりとなったが、支部によっては複数回実施したり、他士業と共同で行ったり、地域のイベントに出展したりとバラエティーに富んだ取組となった。積極的に地域の回覧板で周知し、結果的に盛況な相談会となった支部もあり今後の参考になると思われる。各支部で情報交換などを行い、来年も有意義な広報月間につなげていければと願っている。

### 長野県行政書士会



県下 15 会場で行った無料相談会については、広報月間中テレビ信州「ゆうがた Get! every.」長野駅前中継に広報業務対策部員が告知パブリシティ出演等の PR を行った。相談者数が増加した会場と低調な会場があり、より効果的な告知方法等を検討する必要があると感じる。

## 山梨県行政書士会



昨年度に引き続き、感染対策を行った上で、対面での相談会を開催した。かねて市町村広報誌はスペースの問題があり、必ず掲載してもらえないか分からず広報ツールとして安定感がない点に課題があったため、本年度は新聞紙面への掲載、組回覧板でのチラシ回覧など、新しい取組を行った。それらが実を結び、多くの相談者が来場した。また、例年同様、関係機関にポスター、チラシ、会員名簿の配付を行った。行政書士法改正後、施行直前ということもあり、当会法規監察部と協同し、詳しい改正内容を記載したチラシを作成し、配布した。会員の事務所所在地別の簡易名簿の作成と配布を行った。あわせて、非行政書士活動排除の活動も行った。行政書士業務を周知できる良い機会となった。次年度は、相談会告知をラジオで流してもらうなどの取組を行いたい。改正元年でもあるため、これまで以上の広報活動を行いたい。

## 静岡県行政書士会



本年度は例年同様、静岡県内17支部で対面方式の無料相談会を公共施設等を借りて実施した。静岡会における各支部の無料相談会には毎年のものであるが、本年度はクリアファイル(2種類)・ハンドタオル・蛍光ペン等のノベルティグッズを新たに作成して、行政書士業務案内パンフレットを加えて支部へ発送し、活用していただいた。また、当会では年々件数

が減る傾向が顕著な電話相談という受け身の待機型ではなく、新聞題字下広告、テレビ・ラジオCMに連動したテレビ(2局)の昼番組に会長が生出演し、ラジオ取材型番組「生中継スピーク企画」など、見ること・聞くことによる自然体で無理のない企画で「行政書士」の発信を行い、本年度で3周年を迎えている。この耳目に「行政書士業務」を発信する時代に対応した広報活動が、いまだ費用対効果は未知数とも思われるが、各企業・各士業が様々な場所で同様のコンセプトから実施されている企画に見られる影響が、当企画にも表れているものと確信している。

## 新潟県行政書士会



- ・支部ごとに官公署、関係団体等を訪問し、協力依頼文書、ポスター、広報グッズを持参の上、行政書士制度のPRを行った。それぞれ快く御対応くださり、毎年実施している効果が感じられた。
- ・相談会はおおむね好評で、準備していたブースでは対応しきれない相談会もあった。相談会で対応する会員の確保が困難になる地域もあり、新入会員にも相談員として積極的に参加してもらうよう育成が必要である。
- ・本年はラジオCMを実施し、好評を得た。新聞による無料相談会の記事は掲載時期が10月に入ってしまい、1日の電話無料相談には間に合わなかったため、次年度以降は依頼時期等の見直しを図りたい。



### 愛知県行政書士会



本年も愛知県内各所で各支部の協力の下、無事に行政書士制度広報月間を終えた。広報月間の期間中は概ね好天に恵まれ、各地の相談会やイベントへのブース出展などの活動が滞りなく開催できた。愛知会では昨年度より様々な広報媒体に向けてプレスリリースを発行している。イベント等の開催を広く周知することで「身近な街の法律家」である行政書士の認知度の向上と利活用を広く伝えていただく地道な活動である。本年の広報月間の開催については、地元有力紙の中日新聞に記事として大きく掲載された。またNHK ラジオでも繰り返し放送されるなど、日頃の活動の結果と思われる。これは相談会に来場予定の県民のみならず「行政書士」という存在を身近に感じることに大きく寄与したものとする。当会では引き続き報道関係団体との関係性を構築し協働することで、シナジー効果を得て、更なる行政書士の地位向上を目指したい。

### 岐阜県行政書士会



近年の広報月間における岐阜会の取組は、当会が電話相談、各支部が会場での相談会を行う傾向がある。当会の電話相談会は新聞広告や市広報誌に掲載して周知した。相続や国際分野の手続等について、相談員の日頃の経験を基に貢献できたものとする。各

支部が主催した会場での相談会は、行政書士会単独で行った支部もあれば、同じ地区の三士業合同で行った支部もあり、各支部で趣向を凝らして取り組んだ。また、支部の活動の中には、地域の催事（産業フェア、陶器祭り、ふるさと祭り）に出展し、パンフレット配布などの広報活動に尽力したところもあった。最後に、会としての広報は、各個人（事務所）ではできないこと等を団体広報として行うことによって、行政書士の役割の周知などを行っていくということに意義があると思う。令和8年には法制度75周年を迎えるので、会パンフレットの改訂など、工夫して取り組んでいきたい。

### 三重県行政書士会



例年どおり電話無料相談会の実施、各支部での無料相談会、各官公署への訪問による行政書士制度のPRを行った。特に本年は、新たな取組として県内全ての消防本部へ訪問した。行政書士の業務内容や役割を直接説明する機会を得られたことは、関係機関との連携強化に大きく寄与できたと思料する。また、各相談会では市民から具体的な相談が寄せられ、行政書士の社会的役割と必要性を改めて認識する場もなった。一方で、官公署や関係機関の中には昨年度版や一昨年のポスターがそのまま掲示されており、その場で張り替えを依頼するケースも見られ、広報物の更新が徹底されていない点が課題として浮き彫りになった。次年度はこうした点にもより注意を払い、広報物の管理や情報共有の徹底、準備段階の早期化、そして支部との連携強化を図ることで、より効果的で一体感のある広報活動につなげていきたい。

## 福井県行政書士会



本年度の行政書士広報月間において、福井会では県内7会場における対面形式での無料相談会を実施するとともに、当会事務局において電話による無料相談も併せて行った。これにより、地域住民の皆様が行政書士業務に直接触れる機会を広く提供できたものとする。PR活動については、昨年に引き続き、県内主要紙への全面広告掲載、テレビCM放映、チラシ配布を実施したほか、テレビ番組内の特集コーナーに出演し、行政書士の業務内容や無料相談会の開催情報を紹介した。また、各市町が発行する自治体広報誌への掲載を依頼し、行政書士制度の周知と広報月間の告知をより多くの住民に届けることができた。こうした多方面からの広報により、行政書士の役割や身近さを改めて認識していただけたものと感じている。相談者へのアンケート結果によると、相談会を知ったきっかけは「新聞」、「自治体広報誌」、「偶然会場を訪れた」、「知人からの紹介」の順に多く、これに加え、「テレビ番組のPRコーナーを見て参加した」との回答も見られた。媒体ごとに一定の効果が確認でき、特にテレビや広報誌による告知の影響が広がっていることがうかがえた。総じて、本年度も安定した広報効果を上げることができた一方で、若年層やデジタル世代への浸透には依然として課題が残る。今後は、従来の紙媒体や放送媒体によるPRに加え、SNSやウェブ広告など、オンラインでの情報発信手段の拡充を図ることが重要である。広報活動と相談会を一体的に企画し、より多くの方に行政書士の専門性と社会的役割を理解してもらえよう努めていきたい。

## 石川県行政書士会



石川会では、例年どおり県内9会場（対面8、電話1）で無料相談会を開催し、官公署訪問、新聞広告掲載、テレビCM放映、チラシ配布等のPRを実施した。令和6年に発生した能登半島地震や奥能登豪雨の影響がまだまだ色濃く残る中で迎えた広報月間であったが、昨年度に続き被災地の輪島市で対面相談会を開催し、2時間で13件の相談に対応できたことは大変良かった。その一方で、全体の相談件数は昨年度から減少した（昨年度196件、本年度175件）。特に電話相談の件数は震災以降、低調な状況が続いており（令和5年度40件、令和6年度18件、令和7年度13件）、県内全体のニーズの変化を的確に把握するとともに、宣伝方法や相談会の在り方そのものを再考する必要性を感じた。なお、輪島市での対面相談会では、他支部から派遣された会員が中心となって相談員を務めたが、昨年度とは異なり本年度は輪島支部会員2名が参加した。しかし、輪島支部自体の活動再開についてはめどが立っておらず、地理的条件を踏まえれば他支部会員の派遣に伴う負担も大きいことから、対面相談会開催を始めとする輪島支部管内での広報月間活動の継続が次年度以降の課題といえる。

## 富山県行政書士会



富山会では、県内全10会場11回の無料相談会を開

催した。10月は他士業の相談会も目白押しだが、当会の相談会は会場数・開催数が多いため相談者の皆様の身近な場所で相談でき、また、平日、土日、祝日から相談日を選択できると大変好評であった。【新聞広告について】9月末に地方紙2紙に新聞広告を出した。会場に新聞の切り抜きを持参する方もおり一定の効果があったと考える。【その他の告知方法について】富山支部では富山市内全域に町内会回覧板で告知し、全世帯への浸透を図った。これは大変に大きな効果があった。また、他支部では市町が配布する広報誌に告知を掲載していただき、市民町民への浸透を図った。【SNSの利用について】当会ではFacebookアカウントを運営しており、本年は各会場の写真を回ごとにアップロードして、浸透を図った。【相談件数について】総相談件数は、相続登記義務化の直前の令和5年に比較すれば少ない状況であるが、昨年より若干増加した。【課題】各支部の相談会の開催場所が固定化しているため、より利用しやすい場所を検討すべきであると考えている。

#### 滋賀県行政書士会



本年も例年同様に、県内各支部において無料相談会を開催した。相談内容の多くは相続に関するものであり、行政書士として市民の困りごとに応えることができた。一方で、相談件数は昨年より減少し、十分な周知が図れたとは言い切れない結果となった。支部ごとにPR活動の方法は異なり、市役所・町役場への広報周知を中心に行う支部、新聞広告を活用する支部、広報月間に限らず毎月開催することで認知向上を図る支部など、取組は多様であった。その結果、PR効果が相談件数の増加に結びついた支部がある一方で、必ずしも成果に結び付かなかった支部もあった。以上を踏まえると、広報活動の到達度や行政書士制度の認知度について、より一層の検討が必要であると感じた。

#### 大阪府行政書士会



大阪会では、例年行っている関係各所へのポスター等の掲示依頼や無料相談会を開催した。関係各所への訪問では、行政書士制度のアピールのみならず、担当者と意見交換を行うことができる貴重な機会となった。また、無料相談会は一般市民が多く集まる大規模商業施設や区民祭りに出展したことから、多くの相談があり、行政書士が行う各種業務及び社会貢献に関する取組について、広く広報することができたと感じている。本年度作成したユキマサクン付箋は受け取ってもらいやすく市民の皆様にも好評であった。今後も「頼れる街の法律家」として国民の信頼を高め、行政書士制度の普及・浸透を図る活動を促進していきたい。

#### 京都府行政書士会



本年度の広報月間では、京都市役所前地下ショッピングモール「ゼスト御池」を始め、府内各地域にお

いて集中的に無料相談会を実施し、行政書士制度への理解促進を図った。北部地域では、相談会場を宮津市・与謝野町・伊根町の3か所へと拡大し、各地域に向けた効果的な周知の第一歩とすることができた。区民祭りの会場に相談ブースを設けた支部では、来場者に行政書士の業務内容を直接伝える機会にもなり、制度を身近に感じていただく良い契機となった。また、広報媒体の無料枠を活用して広告掲載を行うなど、継続的なPRにつながる取組も進んでいる。次年度も、各支部の特色をいかした広報活動を推進し、地域住民にとって行政書士がより身近な相談先として認識されるよう、制度の理解促進と地域貢献に努める所存である。

### 奈良県行政書士会



奈良会には特有の事情があり、会長選挙のある年は部としての事業の継続性が厳しく、そのため十分な準備がないまま10月の広報月間を迎えることとなった。そのような状況下においても、官公署へのPRグッズの送付や、行政書士認知の裾野を広げるための法教育を実施できた点は良かったと考える。今後の課題としては、誰が広報担当者になっても「広報月間の事業はこれである」と示せるものを当会内で確立していく必要がある。当会は予算規模が小さいため、規模の大きな単位会と同じ取組を行うことは難しい。10月に各単位会が同じタイミングで広報を実施するのであれば、ポスターのみならず、連合会が主導して全国向けのWEB広告などを企画・実施してくださると助かる。

### 和歌山県行政書士会



本年も例年同様、県下8支部において広報月間中に各官公署（県庁、市町村役場、警察署、保健所、各関係機関、金融機関等）を訪問し、各担当者に会って行政書士制度のPRを行うとともに、非行政書士排除を要請した。今回も前回同様必要最小限の人数での訪問を継続した。直接担当者の方々と会って意見交換、情報交換をすることが官公署との良好な関係構築につながると考えており、今後も引き続き積極的な広報活動に努めていく所存である。行政書士法改正についても告知をしているが、今後継続して行いたい。なお、当会主催の無料相談会はイズミヤ和歌山店にて開催したところ、相談件数は7件となった。従来と異なり、県広報誌「県民の友」の広告の掲載を取りやめ、毎日新聞朝刊の和歌山版に2回に分けて告知したが、相談件数はやはり昨年よりも減少した。今後の課題として、告知方法については引き続き検討していきたい。

### 兵庫県行政書士会



例年どおり、県下県民局や官公署訪問を実施したことで、行政書士制度広報月間の周知及び関係各所との良好な関係継続に寄与できたものと思料する。昨

年から開始した県民局における行政書士相談会の集客があまり芳しくないことから、地域の広報誌に掲載していただく等、一般市民への周知を強化する必要性を感じた。10月1日実施の恒例事業である本会主催の無料相談会イベントにおいては、本年もユキマサくんの着ぐるみを使用し好評であった。同事業において、通りに面したホワイトボードに「行政書士 知っていますか?」という大きな紙を貼り、道行く人々に「知っている」か「知らない」のどちらかにシールを貼ってもらいノベルティを差し上げるという企画を実施したところ、「知っている」が157名、「知らない」が50名という結果となった。知っている方とは以前に行政書士に依頼をされたときのお話を伺ったり、知らない方には行政書士ができる業務について説明したりと、行政書士を広く知っていただく良い機会となった。また、10月10日に実施したSDGs 市民公開セミナーにおいては、農業という視点から行政書士ができるサポートについて、多くの市民にPRできた。

#### 鳥取県行政書士会



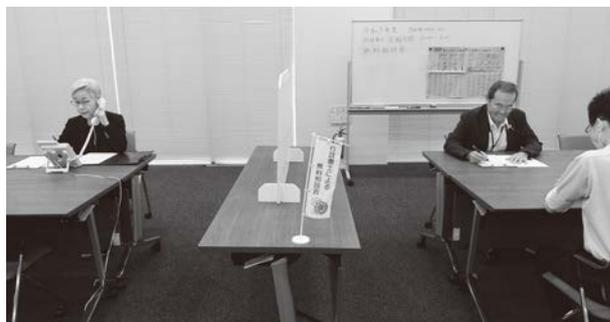
相談会について、相続登記の義務化が施行されたものの、相続の相談件数については昨年とほぼ同数(1件増)であった。行政書士の認知度の低さが要因の一つと考えられることから、平素からの積極的な広報活動の必要性を痛感した。ただし、相談会開催時間、曜日については相談しやすい時間等への変更、相談時間の延長等工夫が必要であると思料する。

#### 島根県行政書士会



例年どおり、県内各地で無料相談会、無料電話相談会を実施した。新聞の折り込みチラシ、市や社協の広報誌、ケーブルテレビCM、ポケットティッシュを作成して市役所や行政の窓口においてもらい配布するなどの広報活動を行い、当会のホームページにも相談会の告知を掲載した。相談件数は例年と大きく変わらなかった。広報月間だけで相談件数を増やすということはなかなか難しく、継続的に開催することで行政書士に相談できる場が地域にあるということを知ってもらう必要がある。実際、毎月の相談会が認知され、相談件数が増えつつある支部もある。相談内容は圧倒的に遺言・相続・後見が多く、その分野での認知度は高くなってきているように思われるが、より広範な行政書士業務全体のPRをしていく必要があると感じる。また本年も、各支部において官公署を訪問し、ポスターや会員名簿の配布、非行政書士行為排除の要請を行った。できればこのタイミングで行政書士法改正についてもチラシなど作成しPRすべきだった。来年以降は、広報月間のみならず普段からの継続的な広報活動で行政書士業務の認知度を高めていきたい。

#### 岡山県行政書士会



令和7年広報月間無料相談会を10月1日から10月2日までの2日間、岡山会会議室にて実施した。各日午前10時から午後4時まで、相談員3人で面談での相談と電話での相談に対応した。相談件数は初日

が面談5件と電話7件の計12件で、2日目は面談1件と電話9件の計10件であった。相談内容は相続に関連するものが多く、近年始まった相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度についての相談もあった。この辺りの相談は毎年あるようなので、より深く勉強しなければならないと感じた。相続人の間でのトラブルの相談や相続税に関する相談など、行政書士では解決できない相談もあったが、「他士業の方に相談してみてください」と伝えるだけで喜んでいただけるが多かった。経験豊富な相談員の方々は、豊富な知識だけでなく人生経験もいかして相談に乗り、相談者に満足していただいていた様子であった。

### 広島県行政書士会



今回の広報月間では、新聞広告・ラジオCM・自治体広報誌を中心とした多面的なPRにより、幅広い層へ行政書士制度を効果的に発信できた。また、紙屋町シャレオ・大型商業施設・市役所ロビーなど人流の多い場所で対面相談の機会を確保した。さらに、NHKによる報道取材があったことの広告効果が大きかった。一方で、相談会場によっては来場者数にばらつきが見られ、広告の当たり外れも明確に出たことから、媒体ごとの費用対効果の検証を継続的に行う必要がある。また、相談内容の多くが高齢者・相続関連に偏っている傾向が見られるため、若年層・働き世代に届く新しい企画も検討すべきである。今後は、

- ・SNSやデジタル広告を活用した若年層へのアプローチ強化
  - ・取材やメディア露出のさらなる強化に向けた事前の企画立案とメディア連携
- に取り組みたい。

### 山口県行政書士会



本年度の行政書士広報月間において、山口会では電話での無料相談会を2日間、県内7支部で無料相談会を開催した。各支部の会員が中心となり、相続を中心として、遺言、不動産関係、許認可など多様な相談に対応した。無料相談会には多くの県民の方々に訪れてもらい、「頼れる街の法律家」として行政書士の身近さと専門性を実感していただける機会となった。対面での活動が再び活発化する中、県民との直接の対話を通じて、地域に寄り添う行政書士の姿を発信できたことは大きな成果である。県民の期待に応えるべく、今後も日々研鑽を重ねて資質向上に努めていく所存である。

### 香川県行政書士会



官公署への訪問については、当日配布するための法改正についての資料を作成し、事前に説明会を開き担当者に周知した。また、事前にアポイントを取り、訪問先との連絡を密にし、各官庁トップクラスとの面談を行うなど、効果的な訪問となるよう注力した。「法の日」の合同無料相談会は、3士業（高松地区にあっては4士業）であるため、例年のことであるが、行政書士の独自性が担保されない。令和6年4月から相続登記が義務化されたことにより、相談内容は相続関係が多く、許認可についてはなかった。反省会においては他士業から、相談者の話を聞いてみると登記だけではなく行政書士も必要な場合があったため、受付の段階でもっと丁寧な話を聞いてみたらどうかと意見があった。相談対応についても議題に

上がり、今後に向けて活発な意見交換があり良い機会となった。

### 徳島県行政書士会



無料相談会でも相続に関する相談が例年、最も多く、需要がある業務であると感じている。しかし、行政書士が相続に関する業務をできることが一般にはまだまだ認知されておらず、新聞広告に遺言作成、相続業務を記載しているので、それで初めて行政書士がそれらの業務をできることを知ったという人がまだに多い。行政書士＝相続の窓口というイメージをもっと浸透させる必要があるのではないかと思われる。

### 高知県行政書士会



本年度も無料相談会と関係機関への挨拶回りを行った。相談会に関しては、県内各支部において開催した。本年度もイベントへの参加による地域との連携や、予約制にして必要な体制を整える等の工夫をした。全体的には相談者は少なめであった。告知が不足していたものと思われる。相談内容は成年後見や相続などの民事関係が多かった。許認可関係の相談が増えるように検討が必要だと思われる。関係機関への挨拶回りは、県や市町村の各課、地域の窓口センター、県警本部、各警察署など日頃行政書士がお

世話になっている場所にはおおむね回ることができた。関係機関との連携強化やつながりの拡大を目指して地道な活動を続ける必要がある。

### 愛媛県行政書士会



相談会場をスーパーマーケットにしたり、広告を全公民館や回覧で行ったり、各支部長の努力により、件数が増加した。内容も7割から8割だった相続・遺言の件数が5割から6割に減り、空き家問題やその他のいろいろな相談を受けるようになっている。そのため、対応者選びに開催側は苦労している。

### 福岡県行政書士会



例年同様、10月1日の電話無料相談、各支部単位での無料相談会開催のほか、県内の国、県、市町村、公的団体の機関への積極的な訪問により、行政書士業務をアピールするとともに、行政書士の活用やポスター掲示などを依頼した。多くの窓口でポスターの受け取りに応じていただき、入口付近や窓口の目立つスペースに掲示していただいた。また、令和8年1月施行の行政書士法改正についても説明し、周知を図った。無料相談会では、チラシ配布や福岡シェア1位の「西日本新聞」への掲載で、昨年より

相談件数がやや増え、その内容は、高齢社会を反映し、大多数が遺言・相続・成年後見に関するものであった。次年度は、法改正の趣旨について自治体への周知徹底の働きかけを強めるとともに、地域住民に行政書士の業務の認知度を高め、行政書士の活用につながるよう広報活動を進めたい。新聞掲載やインターネットを活用した広報活動、コスモス福岡支部やADRセンターの活動についても、連携し広報を図っていききたい。

佐賀県行政書士会



本年度は、佐賀県内各地域で対面による無料相談会を実施し、併せて県内全域を対象とした電話無料相談会も行うことができ、県民へ相談の機会を幅広く提供できた点は成果といえるものであった。自治体広報誌や佐賀新聞など、地域で信頼性と到達率のある媒体を活用して告知を行えたことも、相談会の認知向上に一定の効果があったものと考えている。地域密着型の取組となった。一方、相談内容は遺言・相続に偏り、建設業許可などの許認可分野に関する相談が少なかった点は課題として残った。高齢化の進行や社会の関心を反映した面はあるものの、行政書士制度の幅広い業務領域を知ってもらうという目的からすると十分とはいえない。今後は、建設業界など特定業種に向けた案内や、許認可手続の事例・活用場面を示す情報発信を更に充実させるとともに、遺言・相続以外の分野での相談を計画的に増やすための広報体制を整えることが求められる。

長崎県行政書士会

こんな時は行政書士におまかせください!		相談手続き (請求分)		行政書士会本部	
*行政書士は秘密を厳守します。取り返って保存して下さい。		相續・相続・遺言(請求分)		行政書士会本部	
		行政書士会本部		行政書士会本部	
行政書士秋吉事務所 0957-52-2919 (佐賀支所)	行政書士新井成光事務所 0956-83-2473 (佐賀支所)	いんちく行政書士事務所 0957-55-0829 (佐賀支所)	大村事務所 0957-55-0829 (佐賀支所)	行政書士会本部 090-2746-5917 (佐賀支所)	行政書士会本部 090-2746-5917 (佐賀支所)
行政書士上田尚志事務所 0957-55-8119 (佐賀支所)	行政書士氏塚浩久事務所 0957-52-6110 (佐賀支所)	行政書士内田正二事務所 0957-53-5706 (佐賀支所)	龍村行政書士事務所 0956-85-4289 (佐賀支所)	佐賀行政書士事務所 0957-52-2971 (佐賀支所)	佐賀行政書士事務所 0957-52-2971 (佐賀支所)
行政書士片岡秀樹事務所 090-7387-1378 (佐賀支所)	行政書士角島一事務所 0957-54-8586 (佐賀支所)	行政書士川添亨事務所 0957-54-6700 (佐賀支所)	行政書士島川真事務所 0957-53-7770 (佐賀支所)	行政書士宮野高貴事務所 090-2746-5917 (佐賀支所)	行政書士宮野高貴事務所 090-2746-5917 (佐賀支所)
行政書士しゅくわ事務所 0956-56-8102 (佐賀支所)	行政書士高橋瑞事務所 0956-59-5799 (佐賀支所)	行政書士山口一信事務所 0956-82-5646 (佐賀支所)	近野和広行政書士事務所 0957-55-8070 (佐賀支所)	行政書士中村忠雄事務所 0957-54-3264 (佐賀支所)	行政書士中村忠雄事務所 0957-54-3264 (佐賀支所)
行政書士中村賢三事務所 0957-54-0028 (佐賀支所)	西内洋行政書士事務所 0957-48-0289 (佐賀支所)	行政書士池田美穂事務所 0957-54-1197 (佐賀支所)	林田行政書士事務所 0957-54-3806 (佐賀支所)	行政書士野村人倫会事務所 0957-48-6133 (佐賀支所)	行政書士野村人倫会事務所 0957-48-6133 (佐賀支所)
行政書士池田高行事務所 0957-52-1112 (佐賀支所)	行政書士外野真子事務所 090-9590-1401 (佐賀支所)	行政書士三浦康子事務所 0957-46-3204 (佐賀支所)	行政書士三浦誠明事務所 0957-42-3968 (佐賀支所)	三浦さし行政書士事務所 0957-55-4094 (佐賀支所)	三浦さし行政書士事務所 0957-55-4094 (佐賀支所)
行政書士渡辺彰事務所 0957-27-3388 (佐賀支所)	鶴しめり社相談室 (佐賀支所) 0957-47-8380 (佐賀支所)	行政書士村井隆一事務所 070-4368-0888 (上野支所)	行政書士山口博事務所 0956-85-3785 (佐賀支所)	行政書士嶋山隆代事務所 0956-59-1995 (佐賀支所)	行政書士嶋山隆代事務所 0956-59-1995 (佐賀支所)

- ・ 相続関係の相談が大半を占めていた。土地問題に関しても相談員に兼業(司法書士、土地家屋調査士)者がいたため、スムーズに回答できていた。(佐世保支部)
- ・ 本年度は新聞折り込みを行わない年度にもかかわらず、事務所での対面相談件数が多かった。悪かった点は、支部長がバタバタしており事前に理事会の開催ができず、役員でのグループラインにより決定し開催まで行ったことにより事前準備が手薄であった。(北松支部)
- ・ 開催周知方法の検討が必要。(壱岐支部)
- ・ 新聞・広報誌を見ての相談予約が昨年より増えたこと。経験年数が少ない会員の参加が増え、対面相談の経験を積めたこと。悪かった点は昨年実績で会場を予約したため、複数の相談者に対応する際、手狭になったこと。(諫早支部)

熊本県行政書士会



例年のことではあるが、いまだに行政書士が何ができるのか知らない一般市民は多いのが実情である。

相談についても、ほぼ90%は相続に関する悩みで、行政書士の得意分野である許認可関係の相談は皆無である点が気になる。本年度は新聞広告を圧倒的シェアを誇る熊本日日新聞社1社から上位4社に分散して新聞広告を出したところ、アンケートの結果から一定の成果はあったことがうかがえた。今後の課題としては、権利義務関係の相談の他に許認可関係の相談を受注するための方策、例えば業界新聞等に対する周知広告を打つなど、様々なアプローチ方法の見直しを検討する予定である。

### 大分県行政書士会



- ・無料相談会の相談人数は昨年より若干少ない人数ではあったが、ほぼ例年どおりであった。
- ・無料相談会は市報がきっかけで来場された方が最も多かったが、市報への告知がなかった自治体は、相談者が少なかった。チラシのポスティング等を行ったが効果が限定的だった。今後は、有料でも市報への告知を検討したい。
- ・ケーブルTVでの広報は、本年は佐伯市にて新規で行った。まだ、未実施の自治体も多いので今後増やしていきたい。
- ・新聞広告はスペースを小さくしたが、デザインを工夫し見やすくしたので、一定のPR効果を維持できた。
- ・チラシについては、一部配布が間に合わなかったものがあった。部数や配布計画を来年は検討したい。
- ・自治体窓口等への挨拶回り（ポスター掲示、非行政書士排除のお願い）は、例年どおり実施したが、中津市においては、市長と面談することができた。行政書士に寄せられる相談の傾向、自然災害時の行政書士会が行う支援について伝え、また、市長からは空き家対策や窓口のデジタル化について話を伺った。市長の理解により行政書士の活動の幅が広がるのは事実なので、今後も県内各地の首長との意見交換の場を定期的に作っていきたい。

### 宮崎県行政書士会



県内7支部で対面による無料相談会を開催し、3支部では電話相談も実施した。会場は飲食店街近くや市民スペース、市役所内など利便性を重視して選定され、待機環境改善にもつながった。住民からは好評を得た一方、相談件数増加により待ち時間が長くなる事例もあり、今後はブース数や相談員配置の見直しが課題である。相談内容は相続・遺言・後見が大半を占め、分野の偏りが顕著であった。広報面では市報やチラシ配布の有効性が確認されたが、地域的偏在や対象層の限定が課題であり、商工会議所等の新たな窓口を活用した周知強化が求められる。さらに県政記者室へのプレスリリース投函、テレビ局3社・新聞社4社への訪問によりPR活動を展開し、新聞2社に相談会の日程が記事として掲載された。次年度以降も、認知度向上と専門的相談の充実を図るとともに、広報活動を一層強化していきたい。

### 鹿児島県行政書士会



広報月間中の無料相談会を知らせる新聞広告をこれまでの3倍強の大きさにし、カラー化したことが多くの方々の目をひくことにつながった。また鹿児島会独自にカラーのチラシを作成し、鹿児島市電に吊

り下げ広告を行ったことが効果的だった。相談会当日は多くの相談者がそのチラシを手に来場された。相談内容では初めてのケースだったが「SNSで誹謗中傷に苦しめられている」という方に、「行政書士が手伝えることは少ないが証拠をとっておくことや状況を時系列順にまとめておくことなどが必要」と助言を行ったところ相談者が「切り口が見つかった」と喜んでいらっしゃったのが印象的だった。今後の課題としては、広報月間中の無料相談会を、いかにして全県・全支部に広げていけるかだと認識している。

### 沖縄県行政書士会



イオン具志川店の計らいで店内放送をしていただいた。当日も何か不便がないかなど、協力的に対応していただいた。

良かった点：無料相談会の来場者のほとんどが満足して帰った。年々、無料相談会の来場者が増えている。高齢化に伴い困りごとも増えていることが要因の一つと思われるが、行政書士の認知度も上がってきている感触がある。新聞2社は好意的に記事等を掲載し行政書士の意義等を伝達するとともに無料相談会についても各社5回ずつ告知して下さった。また相談日に取材に来られて記事にしてくださった。那覇支部の相談員は総じて行政書士登録年数が若いメンバーが多いものの、一人ひとりが自身の知見に基づき丁寧に相談に応じていた。

悪かった点：無料相談会では、プライバシー保護のため衝立や相談ブース間の距離が必要であるが、十分ではない。

工夫した点：無料相談会において、【受付→案内→相談→アンケート→終了】の一連の流れが把握できるようチェック表などを作成して受付対応を工夫した。無料相談会の前に会員対象の研修会を企画した。継続対応に不慣れな会員や、新人の会員でも落ち着いて相談会に臨めるように会員間で情報を共有した。今後の課題：相談員のレベルアップ。相談員確保。午前中の相談件数が多いため、来年以降は午前中の相談員を増員するなどの対応を検討した方がいいと考える。

## 「災害復興支援員」を募集しています

令和6年9月25日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員（災害復興支援員）を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連 con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしく願いいたします。

会員専用サイト「連 con」:

<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>



# 令和7年度「行政書士制度広報月間」 監察活動報告書 集計結果

<法規監察部>

令和7年度行政書士制度広報月間中に各単位会が実施した監察活動の結果についてまとめましたので、以下に概要を御報告いたします。

なお、この結果は御報告をいただいた47単位会のデータを基に集計したものです。

## 1. 実施単位会

47単位会で実施。

## 2. 実施日時

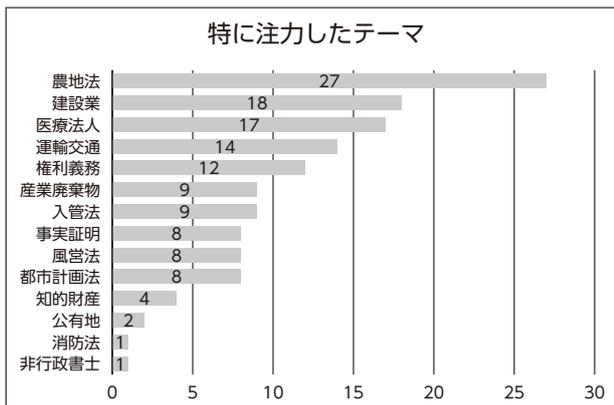
広報月間の実施に当たり、日行連の実施要綱では9月1日から同月30日までを準備期間、10月1日から同月31日までを実施期間とした。

実施要綱に合わせて準備した単位会は32単位会、期間を延長ないし、ずらして準備した単位会は5単位会であった（期間の定めがない単位会は10単位会）。

実施要綱に合わせて実施した単位会は38単位会、期間を延長ないし、ずらして実施した単位会は5単位会であった（期間を限定せず通年で活動している単位会は4単位会）。

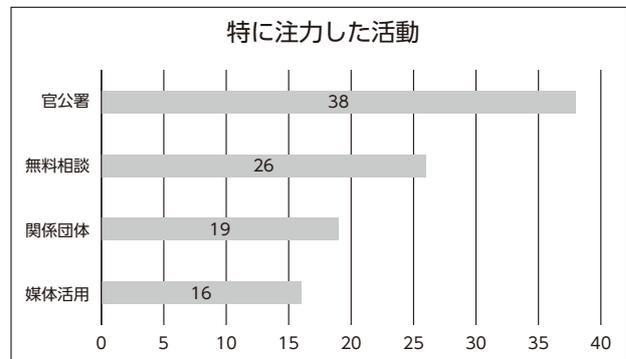
## 3. 単位会として特に注力したテーマ・活動

特に注力したテーマを農地法関係とした単位会は27単位会で最も多く、次いで建設業関係が18単位会、本年度の重点項目とした医療法人関係が17単位会、運輸交通関係が14単位会、権利義務関係が12単位会、産業廃棄物関係及び入管法関係が9単位会、事実証明関係が8単位会、風営法関係が8単位会、都市計画法関係が8単位会、知的財産関係が4単位会、公有地関係が2単位会、消防法関係が1単位会、非行政書士関係が1単位会であった。



管法関係が各9単位会、事実証明関係及び風営法関係、都市計画法関係が各8単位会、知的財産関係が4単位会、公有地関係が2単位会、消防法関係及び非行政書士関係が各1単位会であった。（複数回答含む）

また、特に注力した活動として、官公署への活動とした単位会が38単位会、無料相談とした単位会が26単位会、関係団体への活動とした単位会が19単位会、媒体活用とした単位会が16単位会であった（複数回答含む）。



## 4. 期間中の具体的監察活動

行政書士制度広報月間中における具体的な監察活動は、次のとおり。

### ■摘発・排除活動

注意22件（4単位会）、勧告152件（2単位会）、警告0件、告訴0件、告発0件、その他5件（3単位会）。

### ■官公署に対する申入れ

官公署に対する申入れの総件数は761件あり、その内訳は、広報月間実施の援助協力（文書発出等）279件、非行政書士の実態調査（申請書類

の閲覧等) 52 件、窓口規制表示板 (設置・継続等) 254 件、窓口における会員名簿 (交付・差替等) 122 件、その他 54 件であった。

各申入れ先の主な内訳は、次のとおり (上位 5 項目まで、複数回答含む)。

◇文書の発出等による広報月間実施の援助協力では、都道府県庁が 37 単位会、市町村が 36 単位会、農業委員会が 32 単位会、警察署が 31 単位会、運輸局 (支局) が 29 単位会。

◇申請書類の閲覧等による非行政書士の実態調査では、農業委員会が 12 単位会、市町村が 9 単位会、都道府県庁が 8 単位会、保健所が 7 単位会、警察署・土木事務所が各 4 単位会。

◇窓口規制表示板の設置・継続等では、市町村が 37 単位会、農業委員会が 36 単位会、都道府県庁・警察署が各 32 単位会、土木事務所が 28 単位会。

◇窓口における会員名簿の交付・差替等では、市町村が 17 単位会、農業委員会が 16 単位会、都道府県庁・警察署が各 15 単位会、保健所が 13 単位会。

◇その他の申入れでは、都道府県庁・農業委員会が各 8 単位会、市町村が 7 単位会、警察署が 6 単位会、警察本部・運輸局 (支局)・入国管理局が各 5 単位会。

なお、官公署に対する申入れにおける活動成果では、「成果は大きかった」が 6 単位会、「成果は少しあった」が 26 単位会、「その他」が 6 単位会であった。

## ■各種団体に対する申入れ

各種団体に対する申入れの総件数は 171 件あり、その内訳は、広報月間実施の援助協力 (文書発出等) 104 件、非行政書士の実態調査 (申請書類の閲覧等) 7 件、窓口規制表示板 (設置・継続等) 19 件、窓口における会員名簿 (交付・差替等) 26 件、その他 15 件であった。各申入れ先

の主な内訳は、次のとおり (上位 3 項目まで)。

◇文書の発出等による広報月間実施の援助協力では、商工会等が 19 単位会、自動車販売店協会等・建設業協会等が各 12 単位会。

◇申請書類の閲覧等による非行政書士の実態調査では、自動車販売店協会等・建設業協会等・商工会等が各 2 単位会。

◇窓口規制表示板の設置・継続等では、商工会等が 8 単位会、建設業協会等が 3 単位会、自動車販売店協会等が 2 単位会。

◇窓口における会員名簿の交付・差替等では、商工会等が 6 単位会、自動車販売店協会等・建設業協会等・宅建協会等・司法書士会が各 3 単位会。

◇その他の申入れでは、商工会等が 4 単位会、自動車販売店協会等・建設業協会等が各 2 単位会。

なお、各種団体に対する申入れにおける活動成果では、「成果は大きかった」が 4 単位会、「成果は少しあった」が 20 単位会、「成果はなかった」が 14 単位会、「その他」が 9 単位会であった (複数回答含む)。

## 5. 医療法人関係業務に係る監察的広報に関する調査

### (1) 活動の有無について

令和 6 年度に引き続き、令和 7 年度の広報月間においても、医療法人関係業務に関する調査の実施を推奨した。これに基づき、都道府県に対する調査を実施した単位会は 11 単位会であった。

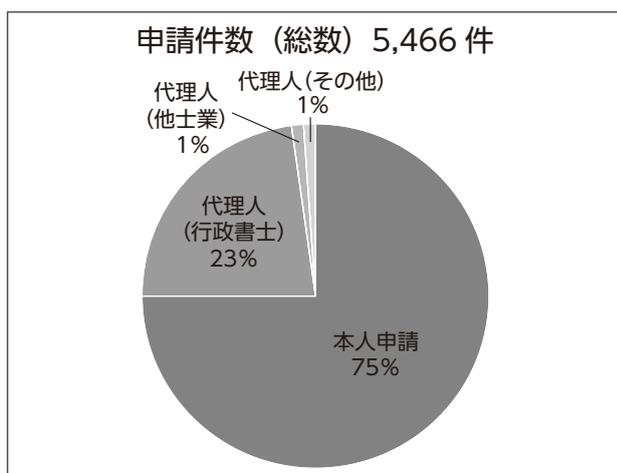
なお、令和 7 年度の広報月間において、農地法に係る許認可申請業務に関する調査を実施したのは 4 単位会、産業廃棄物関係に関する調査を実施したのは 2 単位会、建設業法・開発許可申請・非行政書士の有無に関する調査を実施したのは各 1 単位会であった (複数回答含む)。

## (2) 結果

調査を実施した11単位会のうち、7単位会が都道府県からの回答を得た。集計結果は、次のとおり。

申請件数(総数)……………5,466件  
 本人申請……………4,132件  
 代理人(行政書士)申請……………1,252件  
 代理人(他士業)申請……………46件  
 代理人(その他)申請……………36件

※具体的に各申請件数の回答があったもののみを集計。  
 ※詳細不明のものを除く。



## (3) 分析

本調査は、令和6年度に引き続き、医療法人関係業務について、各地の実情に応じた調査の実施方法を推奨したものである。各単位会の実情に応じて対応を依頼しているため、数字上の評価は難しいところであるが、申請件数(総数)に対し、本人申請に次いで、行政書士の関与の割合が高く、本人申請と行政書士による代理申請で98%以上を占める結果となった。

調査結果の中には、オンライン申請が可能な手続に関して、従来の紙申請とは別にデータ管理しているため、抽出に多大な時間を要するとの回答があったほか、手続によっては申請者の属性を把握していないケースがあるとの報告もあり、申請窓口への事前の協力依頼(準備期間)を含め、継続的な対応の必要性を感じる結果となった。

また、コンサルティング業者による関与の疑いについても報告があり、行政書士以外の代理人申請について、引き続き注視し、必要に応じて警告等の措置を行うなど、適切に対応する必

要がある。あわせて、他士業による関与については、積極的に会員登録を推奨するなど、各地において行政書士業務としての周知を推進していただきたい。

## 6. 具体的な対策及び結果

御回答いただいた9単位会のうち、他会の参考となるような効果的な取組内容や事例については次のとおり。

通知文書等を積極的に活用した事例として、消防庁予防課長発令和7年2月25日第75号「消防法令に基づく各種手続における行政書士法違反の防止について(通知)」を各消防本部に送付して協力を要請したとの報告があった。その他、SNS上で「そうだ! 行政書士に相談しよう」と題した広告を掲載し、ホームページへのアクセス数の増加等につながったとの報告や、窓口規制表示板に代えてマグネットシートを設置して効果があったとの報告があった。以上を参考にし、他会においても今後の事業活動を検討されたい。

## 7. 今後の課題

各単位会から寄せられた報告書における課題を俯瞰すると、「行政窓口の理解」(行政窓口の行政書士制度への理解が乏しいなど)が最も多く、次いで、「人員等による運営体制の問題」(予算や人員等が不足しているなど)と続き、「広告媒体等による周知の必要性」(チラシ等を活用したPRなど)や「活動の継続性及び範囲の拡大」(監察活動の拡充など)が挙げられた。以上の点が、今後対応すべき主な課題といえる。

課題	件数
行政窓口の理解	9
人員等による運営体制の問題	8
広告媒体等による周知の必要性	5
活動の継続性及び範囲の拡大	3
地域・窓口差による問題	1
担い手不足の問題	1

(複数回答含む)

「行政窓口の理解」を課題として挙げた単位会が最多となり、行政窓口側で本人確認の徹底や申請書類の作成を行政書士に依頼するよう指導

しているなど、継続した活動により一定の効果が得られたという報告がある一方で、窓口規制表示板が設置できない窓口や印鑑省略等の影響で非行政書士の取締りに苦慮しているという単位会も見受けられた。また、今般の行政書士法の改正について行政窓口側が十分に理解していないとの意見が散見された。単位会によっては、行政職員に対し、改正内容を説明する機会を設けているというところもあり、この機会に更なる行政書士法の理解促進に向けた関係構築を図っていただきたい。

次に多かった「人員等による運営体制の問題」においては、単位会によって年度ごとの予算や割ける人員が限られるため、十分な監察活動が行えないとの回答があった。令和6年度に本会が作成した「監察活動事例集」も参考にしていただければ幸いであるが、引き続き、本会として単位会の活動を支援するべく、協力会員の確保に係る方策や効率的かつ効果的な監察活動に関する検討が必要であると認識している。

その他、「広告媒体等による周知の必要性」や「活動の継続性及び範囲の拡大」が課題として挙げられたが、本会では、今般の行政書士法の改正を踏まえ、新たに非行政書士への注意喚起を目的としたチラシを作成したところである。各単位会においては、行政機関との関係構築並びに監察活動の一助として有効に活用していただきたいと思う。

## 8. 総 評

令和7年度はおおむね次の2点を総評としたい。

第一に、予算及び人員の確保についてである。単位会によっては予算や人員などの不足を理由として、監察活動に必要な体制が整備できないとの意見があった。行政書士の業務範囲は広く、自治体関係窓口や関係団体も多岐にわたることから、監察活動のための予算と人員の確保は重要な課題である。これまで単位会の規模や事情等を考慮し、本会での本格的な検討が見送られてきたところであるが、今後は本会としても、担当者間の引継ぎや協力会員の増員に係る有効な事例を収集するなど、単位会の取組を調査研究し、人員確保に向けた支援を検討したいと思う。

第二に、重点項目についてである。従来、行政書士の主な業務を中心として重点項目を設定してきたが、令和6年度は昨今の情勢を踏まえ、新たな分野として医療法人関係業務を設定し、単位会の取組を調査することとした。その結果、この2年間のうち、特に注力したテーマ・活動として医療法人関係業務を挙げた単位会は全体の3分の1程度にとどまった。本会としては、これまで関係性が薄かった行政担当窓口との関係構築を推進してほしいとの期待もあったが、改めて単位会のニーズ等を踏まえ、今後の重点項目の在り方について再考したいと思う。

最後に、今後の監察活動における課題について提示しておきたい。昨今、個人情報保護の観点から、情報開示に対し慎重な姿勢を示す自治体が増加している。これまで申請者の属性等に係る調査に協力的であった自治体においても、調査の根拠を求める動きがあり、対応を検討する必要がある。また、行政手続のデジタル化が進展し、申請システムにおいて行政書士による代理機能が確立されることで、自動的に非行政書士の排除が推進されるという見方もあるが、地域や手続によっては、一部紙による申請が残るものもあり、特に過渡期においては監察活動の複雑化が予想されるため、行政機関との連携を密にし、十分に準備して対応していただきたいと思う。

次回の広報月間は、改正法施行後、初の実施となる。改正法により業務の制限規定の明確化や両罰規定が整備されたことで、すでにその影響を強く感じている単位会も少なくないと思う。令和8年度の監察活動は、従来の活動に加えて、行政機関や関係団体に対する改正内容の周知徹底、理解促進に重点を置いて推進していただきたいと考えている。今回の調査の中でも、取り締まった結果として、受け皿となる会員がいなければ、監察活動の意味がなくなるとの指摘もあった。単位会においては、監察活動と並行して、取扱会員の養成等についても推進していただきたい。

引き続き、非行政書士の排除について御理解、御協力をお願いするとともに、本会としても単位会の活動に資するよう、より実効性のある施策を検討、実施していく所存である。

# 令和8年度 特定行政書士法定研修 募集要項

## <中央研修所>

本研修は、行政書士法第1条の4第1項第2号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の4第2項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。

所定の講義を受講し、審査において基準に到達することにより研修を修了し、特定行政書士となります。

### 研修概要

#### 1 受講資格

行政書士

（申込み時点において、行政書士名簿に登録されている者）

#### 2 研修内容

以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「審査」において基準に到達することをもって修了となります。

##### (1) 講義

受講期間内に、各自で、中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンドシステム）（以下「研修サイト」という。）に登録されたビデオ講義を受講していただきます。

〈受講期間〉 令和8年8月3日（月）～9月15日（火）

〈講義科目〉

科目	時間（コマ数）
行政法総論	18時間 【約1時間×18コマ】
行政手続制度概説	
行政手続法の論点	
行政不服審査制度概説	
行政不服審査法の論点	
行政事件訴訟法の概説	
行政事件訴訟法の論点	
要件事実・事実認定論	
特定行政書士の倫理	
総まとめ	

##### (2) 審査

令和8年10月18日（日）14：00～16：00に所属の単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）します。

※審査会場は、9月上旬（予定）に本会ホームページ会員サイト「連 con」（以下「会員サイト」という。）内で発表いたします。

〈審査問題について〉

上記「講義科目」に関する理解度を測るための審査で、マークシートによる30問択一式問題で行われます。

〈出題範囲及び到達基準点について〉

講義科目（法定研修テキスト及びサブテキスト「行政法」（弘文堂刊）、「行政書士のための要件事実の基礎」（日本評論社刊））の内容の理解を問う出題です。

なお、令和8年4月1日現在施行されている法令を基準として出題するため、同日までに施行・確定された法令・判例については、テキスト・サブテキストの内容に係るものである限り、その発刊以降のものも出題範囲に含まれます。

また、到達基準点は、例年およそ6割程度です。

※令和8年度からサブテキストが「行政法【第7版】」に変更となりました。旧年度の教材をお持ちの方は御注意ください。

#### 3 申込みについて

##### (1) 申込期間

令和8年4月1日（水）9：00～

令和8年6月19日（金）17：00

※再受講・再受験を希望される方も期間内の申込みが必要です。

※申込期間は厳守されるようお願いいたします。

##### (2) 申込・受講料払込方法

会員サイトから特定行政書士法定研修申込ページにアクセスしてお申し込みください。

申込受付後、翌週月曜日（休日の場合は、翌営業日）までに受講料入金方法を記載したメールを送信します。

メールに記載されているURLから決済ページにアクセスし、決済方法を選択して支払手続を進めてください（クレジット決済・コンビニ決済等）。

※メール及び決済ページに記載されている入金期限は厳守されるようお願いいたします。

※一度納入された受講料はお返しできません。

#### 4 受講料

8万円（テキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は、32ページ〈再受講制度について〉を御確認ください。

#### 5 結果通知

修了者の審査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中（予定））するとともに、受験者の事務所所在地へ郵送（12月上旬（予定））にて通知します。

#### 6 災害発生時等における講義・審査の中止について

災害発生時等、本研修の講義・審査を中止せざるを得ない事由が発生した際、以下の措置を講じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

〈講義について〉

研修サイトの運用が継続できない場合など、講義ビデオの提供を中止することがあります。

その場合は、受講期間を延長するなど可能な限り実施に向けた措置を講ずることとしますが、長期間にわたり実施環境が整わない場合には、次年度への振替とします。

〈審査について〉

安全に開催できない恐れがある場合など、審査を中止することがあります。

審査中止の場合は、次年度への振替とします。

#### 7 その他

特定行政書士法定研修に関する情報は、会員サイト内「特定行政書士法定研修」への掲載若しくはメールにて御連絡いたしますので、随時御確認ください。

## 研修における諸注意

### 講義の注意事項

- (1) 受講期間開始前に、お申し込み時に指定した資料送付先宛てにテキスト・サブテキスト等受講に必要な資料一式を送付いたします（令和8年7月17日（金）予定）。受講期間開始3日前までに届かない場合には、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。
- (2) 送付するサブテキストは、「行政法【第7版】」と「行政書士のための要件事実の基礎【第2版】」です。再受験制度を御利用になる方には、「行政法【第7版】」のみの送付となりますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 講義は、研修サイトでのe-ラーニング研修形式で実施します。自宅又は事務所等で、各自、ビデオ講義を視聴してください。
- (4) 受講に際しては、パソコン、タブレット若しくはスマートフォン等の動画を再生できる機器とインターネット接続環境が必要となります。一部サポート対象外となるブラウザ・機種がありますので、あらかじめ研修サイトにアクセスし、視聴確認をお願いします。
- (5) 研修サイト利用マニュアルに沿って、全ビデオ講義（約1時間×18コマ）を最後まで視聴してください。
- (6) 全講義を100%受講された方のみ、考査の受験が可能となります（2年目自由受講の受講者を除く。）。
- (7) 本研修講座の動画及びテキスト等について、講義受講の目的以外の使用又はいかなる形での二次利用も認められません。「中央研修所研修サイト利用規約」にのっとりビデオ講義を視聴してください。

### 考査受験票の交付

- (1) 受験票は、全講義の受講終了を確認した後、考査1週間前までにメールで送信します。受験票には、氏名、受験番号・座席番号及び所属単位数、会場名等が記載されています。
- (2) 受験票は、事前に印刷し、考査当日会場に必ず持参してください。
- (3) なお、考査3日前までに受験票が届かない場合、又は受験票の記載事項に誤りがある場合には、(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係まで御連絡ください。

### 考査当日の注意事項

- (1) 当日は、集合時刻に遅刻しないよう、会場への交通手段、所要時間等を事前に確認し、時間には余裕をもってお出掛けください。開始後10分を過ぎた遅刻者は受験できません。
- (2) 当日は、考査受験票、行政書士証票、鉛筆・シャープペンシル（B又はHB黒）及び消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 必ず会場の所定の場所で受付を済ませてください。受付開始、開場時間は会場ごとに異なりますので、受験票、又は会員サイトのお知らせ等を御確認ください。
- (4) 会場内では、以下の点に御留意ください。
  - ・会場内では、受験票に記載された座席番号の席に着席してください。
  - ・考査時間中は、受験票、筆記具及び腕時計以外を机の上に置くことはできません。携帯電話やスマートフォン等、時計以外の機能が付いた機器を時計として使用することはできません。
  - ・帽子類（フード等を含む）の着用は、試験当日の本人確認が困難になりますので認めません。着用が必要な特別な事情等ございましたら、事前に本会事務局研修課まで御確認ください。
  - ・会場で生じたごみは、各自で持ち帰ってください。

- (5) 当日は、監督員の指示に従い受験してください。また、考査実施中に災害等不測の事態が発生した場合は、係員・監督員等の指示に従い、避難等を行ってください。
- (6) 所持品の管理は各自で行い、忘れ物に十分御注意ください。本会では責任を負いかねます。

### 結果発表と結果通知

- (1) 修了者の考査受験番号を会員サイト内「特定行政書士法定研修」に掲載（11月中（予定））するとともに、受験者の事務所所在地宛てに郵送（12月上旬（予定））にて通知します。
- (2) 修了者には、行政書士名簿への付記手続完了後、所属単位数を経由して、特定行政書士である旨の通知書を交付します。
- (3) 可否・採点内容等についての問い合わせには、一切応じられません。
- (4) 結果通知書等を紛失した場合は、申出により再発行します（実費負担）。

### 特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいのある方で、車椅子、拡大鏡、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方には、障がいの状況により必要な措置を講ずることがあります。
- (2) 特例措置を希望される方は、必ず、お申し込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。事前の連絡なく、直接会場にお越しになった場合は対応いたしかねますので、御注意ください。
- (3) 特別の事情により、研修サイトによる講義を御自身で受講することが困難な場合には、必ず、お申し込み前に本会事務局研修課まで御相談ください。

### 個人情報の取扱い

- (1) 本研修への受講申込みにより御提供いただいた個人情報は、「日本行政書士会連合会個人情報保護規則」に基づき、適正に取り扱います。
- (2) なお、本研修の実施に係る受講者名簿の調製、通知の発送、その他の研修の実施等に必要範囲において利用します。また、受講者名簿等について、本研修の実施に必要な範囲において、都道府県行政書士会に配付する場合があります。その他、同規則17条に基づき、個人情報を第三者に提供することはありません。

### その他

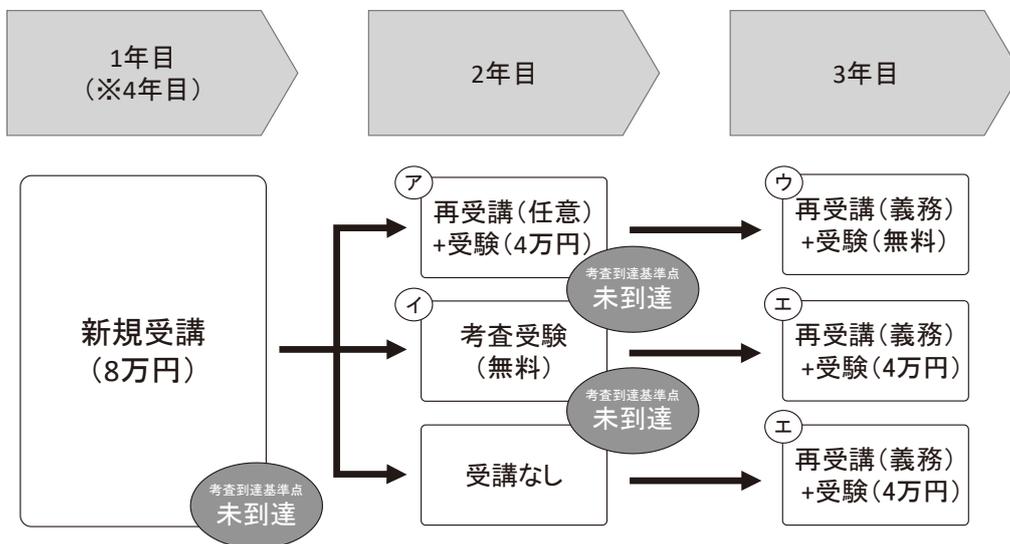
- (1) お申し込み後、結果通知書発送予定時期までの間に、行政書士名簿登録事項に変更が生じた場合は、行政書士登録変更手続等所定の手続をお取りになるとともにその旨御一報ください。
- (2) 災害等の発生により研修講義及び考査の実施を変更又は中止する場合には、本会ホームページ又は会員サイトにて発表します。

### お問合せ・御連絡先

- |  |              |
|--|--------------|
| ○本研修のお申し込み手続に係る御照会<br>(株)全行団 特定行政書士法定研修受付係 | 03-6450-1622 |
| ○本研修の内容に係る御照会<br>日行連事務局研修課                 | 03-6435-7330 |

### 〈再受講制度について〉

当該法定研修では以下のとおり初回受講年度を含む3年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じています。初回受講年度から4年目以降の受講希望者は、再受講制度の対象外です。新規受講（8万円）のお申し込みが必要となりますので御留意ください。



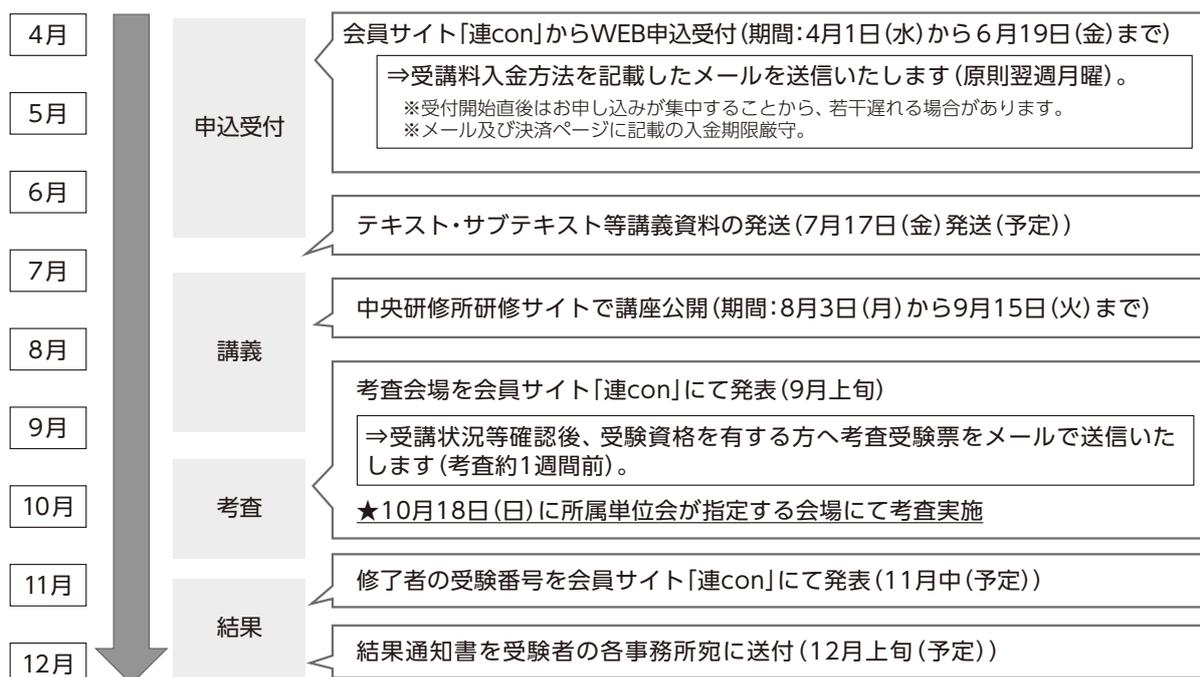
※1年目（※4年目）に全講義（約1時間×18コマ）を100%受講し、考査の受験要件を満たしていると判定された方が対象です。

※2・3年目に申し込みをしていない場合も初回受講年度から3年を経過した場合は、新規受講（8万円）のお申し込みが必要です。

※2年目・3年目の方は、WEB申込フォームから上記㉗～㉙のいずれかを選択してください。

※2年目の㉗については、講義受講は任意です。講義を受講しない場合でも、全講義の受講を終了したものとし、考査を受験することができます。

### 〈令和8年度特定行政書士法定研修 申込み・受講手続の流れ〉（予定）



## 〈WEB 申込手順〉

### 1 会員サイト「連con」にアクセス

「日行連ホームページ」のトップページのバナー又は「会員ログイン」から、会員サイト「連con」にアクセスしてください。

### 2 申込専用サイトにアクセス

「連con」のトップページから、研修・セミナー＞特定行政書士法定研修＞令和8年度特定行政書士法定研修の御案内をクリックし、「特定行政書士法定研修申込・決済サイト」にアクセスしてください。

### 3 アカウント登録・申込み

サイトに記載の利用方法に従ってアカウント登録を行い、受講の申し込みをしてください。

### 4 受講料の支払い

申し込み後、入金案内がメールで届きますので、メールに記載のURLから決済画面にアクセスし、下記四つの支払方法の中から一つを選択し、入金してください(入金後、支払完了メールが届きます。)

## 〈受講料の支払方法〉

各種支払方法を選択できるようになりました！

(1) クレジットカード



(2) コンビニ



(3) ATM(ペイジー®)



(4) ネットバンキング



※各種支払方法には一部提携外の機関がございます。詳しくは申込みサイトを御覧ください。

# 本会ホームページの行政書士会員検索への「行政不服申立て」の追加について

<広報部>

「行政書士法の一部を改正する法律」（令和7年法律第65号）が令和8年1月1日から施行され、特定行政書士の業務範囲が拡大されることに伴って、国民からの行政不服申立ての代理業務の需要が一層高まることが予想されることから、本会ホームページの行政書士会員検索における「取扱い業務から探す」の「主な取扱い業務」に「行政不服申立て」の項目を追加いたしました。

特定行政書士の付記を受けた会員が、令和8年1月1日以降、会員専用サイト「連con」にログインすると「マイページ」の編集画面内の「主な取扱い業務」に「行政不服申立て」のチェックボックスが表示され、登録が可能になりましたので、その登録方法について、次のとおり御案内いたします。

## 追加場所

日本行政書士会連合会  
 行政書士とは こんなたさにご相談を 日行連について 日行連の活動

行政書士会員検索

行政書士会員検索 法人会員検索

名前から探す

氏名  
漢字、フリガナまたは英字（例：行政 太郎）  
※姓名の際はスペースをご入力ください。  
※フリガナ、英字は全角でご入力ください。

取扱い業務から探す

主な取扱い業務

- 農地・土地開発
- 建設業・経審
- 社会保険・労働保険
- 会社・法人
- 運送・自動車
- 遺言・相続・遺産分割
- 外国人関連
- 知的財産
- 中小企業支援
- 風俗・各種営業
- 産業廃棄・環境
- 権利義務・事実証明
- 行政不服申立て

## 登録方法（連con）

※特定行政書士の付記を受けた会員のみ

連con

氏名 のプロフィール

マイページ

① ログイン後に右上の氏名をクリックしてマイページに遷移する。

② 「変更する」をクリックしマイページの編集画面へ遷移する。

③ 下にスクロールし「主な取扱い業務」の「行政不服申立て」の左のチェックボックスにチェックを入れる。

④ 「保存」をクリックする。

登録年月日 平均■■■■■■■■

事務所の名称 ■■■■■■■■

主な取扱い業務

- 農地・土地開発
- 建設業・経審
- 社会保険・労働保険
- 会社・法人
- 運送・自動車
- 遺言・相続・遺産分割
- 外国人関連
- 知的財産
- 中小企業支援
- 風俗・各種営業
- 産業廃棄・環境
- 権利義務・事実証明
- 行政不服申立て

URL ■■■■■■■■

保存

# 令和7年度行政書士試験／都道府県別 試験結果一覧

令和7年度行政書士試験結果について、令和8年1月28日(水)に以下のとおり発表されました。

なお、詳細は(一財)行政書士試験研究センターホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp/>)を御覧ください。

(単位：人)

都道府県	受験 申込者数	受験者数	合格者数	合格率 (%)
北海道	1,847	1,448	215	14.85%
青森県	305	241	28	11.62%
岩手県	368	293	41	13.99%
宮城県	1,109	881	99	11.24%
秋田県	242	186	21	11.29%
山形県	282	228	20	8.77%
福島県	557	455	45	9.89%
茨城県	825	659	80	12.14%
栃木県	779	624	83	13.30%
群馬県	961	768	107	13.93%
埼玉県	2,644	2,054	278	13.53%
千葉県	2,798	2,196	350	15.94%
東京都	17,074	13,133	2,048	15.59%
神奈川県	3,045	2,286	326	14.26%
新潟県	706	570	75	13.16%
富山県	397	310	52	16.77%
石川県	442	346	34	9.83%
福井県	270	223	32	14.35%
山梨県	283	239	29	12.13%
長野県	735	602	76	12.62%
岐阜県	707	564	85	15.07%
静岡県	1,490	1,169	176	15.06%
愛知県	4,082	3,251	498	15.32%
三重県	574	457	63	13.79%

都道府県	受験 申込者数	受験者数	合格者数	合格率 (%)
滋賀県	625	503	79	15.71%
京都府	1,496	1,135	147	12.95%
大阪府	5,436	4,312	645	14.96%
兵庫県	2,487	1,998	288	14.41%
奈良県	752	634	95	14.98%
和歌山県	370	310	48	15.48%
鳥取県	177	138	17	12.32%
島根県	243	190	22	11.58%
岡山県	830	673	103	15.30%
広島県	1,197	945	151	15.98%
山口県	364	290	36	12.41%
徳島県	262	206	33	16.02%
香川県	453	361	65	18.01%
愛媛県	518	418	62	14.83%
高知県	198	166	26	15.66%
福岡県	2,534	2,009	252	12.54%
佐賀県	364	285	36	12.63%
長崎県	355	295	44	14.92%
熊本県	671	543	86	15.84%
大分県	372	303	35	11.55%
宮崎県	326	251	28	11.16%
鹿児島県	539	421	55	13.06%
沖縄県	754	594	78	13.13%
計	63,845	50,163	7,292	14.54%

## 特別倫理研修

## 令和8年度 行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

&lt;申請取次行政書士管理委員会・中央研修所&gt;

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修(申請取次関係研修)について、令和8年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに搭載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいませよう願いたします。

## 各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori> (連 con ログイン後に御覧いただけます。)



## 令和8年度(令和8年6月～令和9年3月)開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
事務研修会 (新規)	6月16日(火) ～6月26日(金)	4月中旬	5月7日(木) ～5月13日(水)	7月17日(金)	-
実務研修会 (更新)	7月14日(火) ～7月24日(金)	5月中旬	6月2日(火) ～6月8日(月)	8月6日(木)	8月18日(火)
事務研修会 (新規)	9月4日(金) ～9月14日(月)	6月下旬	7月17日(金) ～7月24日(金)	10月7日(水)	-
実務研修会 (更新)	10月13日(火) ～10月23日(金)	8月上旬	8月26日(水) ～9月1日(火)	11月6日(金)	11月12日(木)
事務研修会 (新規)	11月13日(金) ～11月24日(火)	9月中旬	10月2日(金) ～10月8日(木)	12月14日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和9年1月18日(月) ～1月28日(木)	11月上旬	11月25日(水) ～12月1日(火)	令和9年 2月10日(水)	令和9年 2月17日(水)
事務研修会 (新規)	2月19日(金) ～3月1日(月)	12月中旬	令和9年1月7日(木) ～1月14日(木)	3月19日(金)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

## ○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申し込みができます。

## ○受講費用(税込み)

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

## ○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

## 重要なお知らせ

## 一般倫理研修受講について

&lt;総務部・中央研修所&gt;

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

## 1 受講・修了期限 (初回)

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください (例：令和7年4月1日に登録⇒令和7年7月31日まで)。

## 【参考】次回期限 (2回目以降)

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

(例：令和7年4月1日に修了した場合⇒令和13年3月31日)

## 2 受講方法

## ①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ ( <https://www.gyosei.or.jp/> ) にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



## ②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード (初回ログイン時には申込みが必要) を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講 (3時間程度)。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける (詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください)。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。  
 <<< 中央研修所研修サイト利用案内マニュアル >>>  
 一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル  
 <<< 一般倫理研修マニュアル >>>

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。  
 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

■はじめてのご利用の方  
 通知したパスワードの期限が切れた方  
 下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して利用を行ってください。  
 ※ご利用には行政書士登録番号及び受信メールアドレスが必要です。

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

ログイン

ID、パスワード申込

(パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら)

## ③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」  
 日本行政書士会連合会ホームページ (お知らせ)  
<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



**注意**

【令和8年4月1日以降、現在配信している一般倫理研修（令和7年収録）は視聴できなくなります。】

令和8年4月1日に一般倫理研修の内容のリニューアルを行う予定です。それに伴い、現在配信している一般倫理研修（令和7年収録）は令和8年3月30日をもって、配信を停止いたします。そのため、令和8年4月1日以降は、一般倫理研修（令和7年収録）が受講途中であったとしても、それ以降の受講ができなくなってしまいます。現在、受講途中の方につきましては、令和8年3月30日までに修了証発行ボタンをクリックし、修了されますようお願いいたします。

なお、一般倫理研修（令和7年収録）の修了証については、令和8年4月1日以降も学習履歴から出力することができます。

**【修了証の表示方法】**

①中央研修所研修サイトにログイン後、「学習履歴」をクリックしてください。

②学習履歴の中の修了証表示ボタンをクリックしてください。  
※一般倫理研修を修了していない場合、修了証表示ボタンは表示されません。

**登録委員会からのお知らせ****重要 行政書士法人に所属する会員等の登録に関するお願い**

日行連では、令和6年10月から新しい会員管理システムの運用を開始しています。現在は、登録事務手続における添付書類の削減や手続の簡素化に向け、国が運営する「国家資格等情報連携・活用システム」との接続を目指しており、登録情報に関し、一元管理を前提として整備を進めているところです。

つきましては、次の点について御留意の上、御協力くださいますようお願い申し上げます。

- 行政書士名簿の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、それぞれに応じて「行政書士変更登録申請書」「記載事項変更届出書」「行政書士登録抹消届出書」を提出してください。
- 上記において、行政書士法人に所属する会員（社員又は使用人）の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、当該法人から同時に「行政書士法人名簿登載事項変更届出書」を提出してください。

## 重要なお知らせ

## 「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について

&lt;広報部&gt;

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。



※このメール配信機能の利用に伴って紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

# Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

石川県

行政書士会

## 能登半島地震・奥能登豪雨の支援活動に対して 知事から感謝状をいただきました



令和7年12月10日、石川県地場産業振興センター本館1階大ホールにて、令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨での被災者支援と被災地復旧・復興支援に貢献した団体に対する馳浩石川県知事の感謝状贈呈式が開催され、知事から向井石川会会長が感謝状をいただきました。

今回、このような機会をいただいたことは、令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨における石川会の支援活動へ多くの会員の皆様の御参加・御支援をいただいた賜物であり、ここに改めて感謝とともに御礼申し上げます。

感謝状は救命・救助などの実動機関を始め、各種インフラや医療・福祉、生活やなりわい再建、報道など様々な分野で復旧・復興支援などに当たった363機関に贈呈されました。このうち、244機関の代表者らが出席し、黙とうした後、知事が一人ひとりに感謝状を手渡されました。

知事は挨拶で、「支援団体の活動が今後の日本の防災に大いに役立つ」と強調し、「感謝状には亡くなられた方の無念の思い、今後の我が国の防災体制に向けた希望も詰まっている。次に何か起きたときに石川県民が恩返しできるようにしたい。」と述べられました。

石川県では令和7年を「復興元年」と定め、被害の大きかった奥能登を中心に復興に尽力してきましたが、今回の感謝状贈呈をきっかけとして、当会は今後も「能登の復興」と「能登の発展」に向けて、更に高い意識を持ち、支援を続けていきたいと感じました。



奈良県

行政書士会

## 県下市町村との被災者支援協定締結及び 奈良会における災害対策・防災啓発活動について



奈良会は、去る1月29日に高取町と災害発生時における被災者支援に関する協定を締結いたしました。これにより、当会が県下自治体と締結する同協定は、1県6市5町1村に広がることとなりました。

こうした協定を実効性のあるものとするために、当会では、近年の防災意識の高まりを踏まえ、独自に策定した「災害被災者支援マニュアル」に基づき、会員による「災害時支援担当者」の登録を推進しており、県内で災害が発生し、本協定に基づく派遣要請があった場合に即応できる体制を整えています。

また、本年度は当会が近畿地方協議会当番会を担っている関係から、当協議会内においても災害対策の拡充を提唱し、防災イベントの開催を主導するなど啓発活動に力を入れています。さらに、弁護士会や社会福祉士会を始めとする県内他士業団体との協働により、災害ケースマネジメントへの取組を推し進めるなど、被災された方々の生活再建を支援する活動も行っています。

発生が懸念されている南海トラフ地震等の大災害に備え、今回の協定締結を契機として、被災者支援や防災活動支援の輪が更に大きく、かつ有機的に連携するように、今後もこれらの活動を一層充実させていく所存です。



# 秋桜日記

## ～特定行政書士への誘い～

この物語は、特定行政書士に特に興味なかった新人行政書士が、特定行政書士の持つ力を実感し活躍する姿を描くものである。

### 主な登場人物

#### 中島 涼介 (31 歳) 行政書士として業務経験を積んできた開業 4 年目の行政書士

許認可業務や相続業務などを中心に行ってきたため、特定行政書士になる必要性を特に感じていなかった。開業当初から山田先生を師と仰ぎ、業務はもちろん人生についても相談している。

#### 本田 菜 (26 歳) 中島の彼女

山田麻衣とは大学の同級生で、同じ行政法のゼミに所属していた。現在は家業の建設会社を手伝いながら、中島には内緒で行政書士試験に向けて勉強している。

#### 山田 麻衣 (26 歳) 山田先生の娘で特定行政書士

大学在学中に行政書士試験に合格した才女。父親が所長を務める山田事務所の副所長として活躍中。

#### 平根 正夫 (44 歳) 山田事務所に所属する行政書士

山田事務所の社員行政書士。社会人としての経験を活かし、即戦力として活躍中。

遽ビジネスホテルに泊まることにしたのだった。

早めにチェックアウトを済ませると、後ろから声を掛けられた。

「中島先生、おはようございます。」

平根先生がホテルまで迎えに来てくれていた。

「やあ、おはようございます。昨日はすっかり御馳走になりました。ありがとうございました。」

昨夜のお礼を言いながらホテルを出ると、ホテルの玄関にスーツと車が入ってきた。

「おはようございます。今日もよろしく願います！」

なんと、平根先生の事務所のスタッフが、今日一日運転手をするらしい。早速、後部座席に乗り込んだ中島だが、その驚きを隠せなかった。

「参りました。平根先生は運転手付きなんですね。」

「いやいや、今日は中島先生と一緒に、打合せしながら移動できるように、スタッフに運転をお願いしたんです。普段は自分で運転しているんですよ。でも、スタッフからは運転を控えるよう言われています。」

「そうなんですか。どうしてですか？」

中島の問い掛けに運転席の男性スタッフが答えた。

「先生の抱えている案件は、なにかと複雑なものが多くて、関係者も多くなるので、その段取りや調整など、我々スタッフではとても対応できない仕事を担当されています。そのためか、常に考え事をしている様子で、この前もうっかり信号無視で進むところを間一髪止まった、なんてことがありました。先生に何かあっても困りますし、誰かに御迷惑を掛けることになってしまえば大変なので、スタッフが手分けして運転を担当することにしたんです。」

運転手を付けるなんて、大企業の社長や議員の特権といったイメージしかなかった中島にとって、行政書士が運転手付きの車に乗っているということが衝撃だった。

「私も、随分と大ききだと思ったんですよ。でも、自分の不注意で迷惑を掛けるかもしれない人たちがいるんだということを考えたら、何だか怖くなってしまったので、今はなるべくスタッフにお任せすることにしたんです。でも、本当はカッコいいスポーツカーを乗り回したいんですがね。」

そう言って笑いつつも、リスク管理をしっかりと考えている様子の平根先生を見ながら、中島は行政書士という仕事の重みと責任を改めて感じていた。

### 第二十六話：～ところ変われば～

ベッドサイドに置いた充電中のスマホが着信を知らせていた。

久しぶりにビジネスホテルに宿泊した中島は、布団の中から手だけを出してスマホを探った。感覚だけで画面をスライドさせると、元気な声が聞こえてきた。

「おっはよー。起きろー！」

婚約者の菜からのモーニングコールだ。

「おはよー。何だか昨日は寝付けなくて、まだ眠いよ。」

「とっとと起きて、朝から県庁行くんじゃ。頑張るじゃ、行ってきまーす。」

そう言って電話が切れた。朝から何とも元気な声だ。ようやく目が覚めた中島は、シャワーを浴びて身支度を整えた。

今日は山田事務所の支店長である平根先生と一緒に役所回りをする予定だ。昨日から山田事務所の手伝いで、産業廃棄物の設置許可を担当することになり、現地の確認と担当する役所を回って法律上の規制について確認する作業を行っていた。昨日だけでは全ての役所を回りきれなかったため、急



その日は午前中から午後にかけて、産業廃棄物処理施設が設置される予定地の役所の窓口を回った。

申請地の一部が農地であるため、農業委員会で農地転用の可否について、また、一部が林地であることから林地開発の可否についても相談をして回り、中島が今まで聞いたこともないような「土地改良区」や「水利組合」にも行く機会があった。

20箇所近い窓口を次から次へと回り、手際良くそれを記録していく平根先生の横で、必死でメモを取る中島だったが、大体の部分はそもそも何の話か理解できなかった。スマホで調べていると個々の法規制については理解できたが、それぞれがどう関連しているかの全体像がつかめなかった。

「一旦事務所に戻って、ちょっと休憩しながら、これまでの情報を整理しちゃいましょう。」

平根先生の事務所に戻ると、先ほどの運転手役のスタッフがお茶を入れて運んできた。

「今日はお疲れ様でした。早速ですが、先生、農地転用の件で、丸山運送さんから電話が入っていたそうです。」

「そうですか、分かりました。ちょっと失礼します。どうぞ休憩しててください。」

そう言って平根先生は会議室から慌ただしく出ていった。

スタッフが用意してくれたお茶と地元のお菓子を食べ終わったところで平根先生が会議室に戻ってきた。

「いやあ、まいりました。ちょっと初めてのケースなんです、どうしたものか。でも、今日は中島先生が居るから心強いです。相談に乗ってください。」

平根先生が受けた電話の内容は、顧客である丸山運送からの相談だった。増車するために営業所の近くに駐車場を設置しようと計画し、ちょうどいい広さの空き地があったので借りることになったのが半年前のこと。貸主は近所では有名な地主であったことから、契約関係を不動産屋に任せており、その不動産屋が土地の謄本を確認したところ、地目が農地であったため、農地転用の手続を懇意にしている行政書士に依頼したらしい。通常、毎月10日までに申請すれば、翌月の初旬には許可が出るはずだったが、半年経った現在でも許可が下りず、増車の手配をしていた丸山運送が困ってしまい平根先生に相談してきた、ということのようだ。

「どう思います？」

平根先生から聞かれた中島だったが、咄嗟に頭の中が真っ白になってしまった。

「えっと、とりあえず農業委員会に問い合わせしてみるしかないですかね。」

そう答えるのが精一杯だった。

「そうなんです。早速さっき電話で確認してみたんですが、個人情報なので教えられないとけんもほろろに断られてしまいました。たまたま代理人をされている行政書士の先生がよく知っている方なので、直接状況を聞いてみたんです。

どうやら、申請地とは関係ない場所なんですけど、同じ地主さんが所有している土地が農地法の許可を得ないで転用しているとか何とかで、そちらを是正しないと許可は出さないみたいなことを農業委員会から言われたそうです。今回の申請とは関係ないからと何度も窓口で掛け合ったそうなんですけど、どうにもならないらしく、地主さんに改善ををするしかないとお願いをしたところ、頑として受け付けられないようで、担当の先生も匙を投げかけているみたいです。」

都会で生活する中島にとって、農地法許可申請手続は、業務を解説した本での知識しかなく、その現場を経験したことはなかった。

「是正をしろというのであれば、それに従って是正するしかないんじゃないですかね。」

中島は、もっとも簡単だと思われる対応を提案してみた。

「それができれば悩まないんですよ。実はその土地の大半はすでにアスファルトが敷かれていて、それを撤去すると、かなりの出費になるようなんです。しかも、これまでに何度か別の場所では許可が下りていたようで、今回に限ってその是正を持ち出すのはおかしいと、地主さんが怒ってしまったそうなんです。地主さんは地元の有力者でもあることから、意地になってしまっているみたいですね。」

地主側の事情があるとはいえ、借主である丸山運送としては、一日でも早く駐車場を増設しないと、発注した車の納車ができず、場合によってはキャンセルしないといけない状況になっていたため、そのタイミングで何とかしてほしいという相談をしてきた、ということだった。

地方都市では、比較的多い状況のようであるが、まだまだ経験の乏しい行政書士にとっては少々荷が重い問題だ。

「そうだ、こんなときは山田先生に相談してみましょ。」

そう言いながらスマホを取り出した平根先生は、迷うことなく山田事務所に電話をかけた。スピーカーにしてテーブルに置くと、元気な声が聞こえてきた。

「はい、お久しぶり！」

電話の相手は山田事務所の副所長である麻衣であった。先ほどの相談について、平根先生は要領良く麻衣に伝えた。

「なるほど。地方ではあるあるね。中島先生も一緒なんでしょ。一人前の行政書士が二人も揃っていても思い付かないなんてことはないでしょうね。あいにく、所長は今日不在よ。ここは頑張って私たちが対策を考えてみましょう。」

深刻な雰囲気だった会議室に、何やら面白がっている様子の麻衣の声が響いて、二人もすこし気が楽になった。

「そうだ、こんなときこそ、頼りにされる行政書士でいたいじゃないんだ。自分が塞ぎ込んで何の解決にもならないんだ。」

元気な声に励まされて、気持ちが一向きになった二人だった。

若手特定行政書士達の奮闘は続く。次回乞う御期待！



# VOD 紹介 「公正証書のデジタル化等について」

<中央研修所>

今月は業務研修〈民事法務〉講座の中から、本年2月に新たに追加された「公正証書のデジタル化等について」を紹介します。

デジタル社会の形成に向けた政府の方針を受け、公正証書のデジタル化を内容とする公証人法の改正が行われ、令和7年10月1日に施行されました。これにより、公正証書は電磁的記録として作成・保存・利用することが可能となっています。

本研修では、日本公証人連合会の協力の下、同連合会統括理事の加藤朋寛公証人を講師に迎え、電子公正証書制度が導入された背景から、ウェブ会議を利用したリモート方式による電子公正証書の作成手続について、実際の流れを交えて詳しく解説していただいています。

私たち行政書士は、会社等の電子定款認証を始め、遺言、任意後見、死後事務委任、離婚等に伴う養育費等の支払、債務弁済契約など、様々な場面で公正証書の作成に関与しています。今後、ひとり親家庭や身寄りのない高齢者など、公証役場への来所が困難な方々を中心に、電子公正証書のニーズは、一層高まることが想定されます。

デジタル社会に適合した制度を的確に活用し、国民の権利利益の実現に寄与するためにも、電子公正証書の利用促進は行政書士にとって重要なテーマです。今後の業務の一助となる内容ですので、この機会に是非御視聴ください。

## ● 研修情報 ●

**講師プロフィール** (役職は収録当時のものです)

日本公証人連合会 総括理事  
加藤 朋寛 様

**講義時間** 約1時間30分

**受講料** 無料

**講義内容**

- ・ 公証人及び公証事務の概要
- ・ 電子公正証書の作成手続 (対面方式・リモート方式)
- ・ 最近の公証業務に関する動向ほか

### 《中央研修所研修サイト 視聴方法について》

①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記二次元コードから中央研修所研修サイトへアクセス。

②「講座一覧>業務研修>民事法務>

〈民事法務〉公正証書のデジタル化等について」を選択し、該当講座を受講。

↑ 研修サイト二次元コード





登録はお済みですか？

# 会員専用サイト「連con」の御案内



「連con」では、関係省庁や団体からの各種業界情報、研修案内、参考資料、その他様々な情報を掲載しています。令和5年9月のリニューアルでは、より使いやすくなるようナビゲーションの変更や情報の階層整理、「月刊日本行政」のアーカイブ公開や、特定分野記事のメール配信等便利な機能の追加などを行いました。是非、アカウント登録していただき、御活用くださいますようお願いいたします。

## ★アカウント登録の方法

### ①日行連ホームページ トップページ画面



### ②「連con」ログイン画面 <https://www.gyosei.or.jp/user/login>



### ③「連con」利用登録画面



- ①「基本情報」を入力・確認の上、「確認」をクリック
- ②「基本情報」で入力したメールアドレスに「仮登録完了メール」が届くのでメールに記載されている「パスワード設定画面」のURLをクリック
- ③ログインID・パスワードを設定すると本登録が完了（登録が完了すると、「本登録完了メール」が届きます。メールに記載されている「マイページ」のURLをクリックすると、御自身のプロフィール設定画面が表示されます）

### ④「連con」マイページ



※登録の有無が不明な方は、ログインボタン下の「ログインIDまたはパスワードを忘れた方」から、登録されたメールアドレスを御入力いただくだけで、簡単に御確認いただけます。（メールアドレスをお忘れの方は「登録番号・氏名・所属単体会・生年月日（西暦）※本人確認のため」を添えて、日行連事務局広報課（kouhou@gyosei.or.jp）までお問い合わせください。）

2日

月

**社労税務・生活衛生部門会議****【協議事項】**

- (1) 令和7年度事業報告案について
- (2) 令和8年度事業計画・予算案について
- (3) 社会福祉施設等のBCP策定に係るセミナーについて
- (4) 地域社会の課題解決に係るリーフレットの改訂について
- (5) その他

**申取委員会(～3日)****【協議事項】**

- (1) 「申請取次事務処理の手引き」改訂について
- (2) その他

**特定行政書士制度普及推進委員会(～3日)****【協議事項】**

- (1) 特定行政書士制度の普及推進について
- (2) 令和8年度事業計画及び予算について
- (3) その他

**特定行政書士研修委員会****【協議事項】**

- (1) 令和8年度特定行政書士法定研修について
- (2) その他

3日

火

**国際部門会議(～4日)****【協議事項】**

- (1) 令和7年度事業計画及び予算執行等の確認について
- (2) 登録支援機関からの問合せに係る日行連の見解について
- (3) 単位会からの照会に係る法規監察部からの回答について
- (4) 監理措置制度について
- (5) 特定技能分野別シートについて
- (6) 関係省庁及び関連団体(技能実習機構等)の訪問について
- (7) 国際部門オンラインセミナーについて(報告)
- (8) 令和8年度事業計画及び事業予算について
- (9) その他

**OSS利用促進に関する全国担当者会議(関東地協)**

4日

水

**正副会長会****【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) その他

**常任理事会(～5日)****【合議事項】**

- (1) 「おしごと年鑑2026」への協賛について

5日

木

**総務部会(～6日)****【協議事項】**

- (1) 令和7年度の事業報告(案)及び次年度事業計画・予算(案)について
- (2) 職務上請求書関係事務取扱責任者会議について
- (3) 法改正に伴う倫理研修の内容変更について
- (4) 単位会からの照会について
- (5) 報酬ガイドラインの策定について
- (6) 行政書士マニュアルの改訂について
- (7) 法人の手引の改訂について
- (8) 犯収法に係る本人確認ハンドブックの改訂について
- (9) 会長会について
- (10) カスタマーハラスメント対策について

**中央研修所運営会議****【協議事項】**

- (1) 令和8年度事業計画案・予算案について
- (2) 各研修事業の推進について
- (3) その他

**認証取得済単位会課題検討協議会(東日本)****ADR推進本部会議****【協議事項】**

- (1) 令和8年度事業計画・予算案の策定について
- (2) 令和7年度事業の推進について
- (3) その他

**職務上請求書関係事務取扱責任者会議**

9日

月

### 運輸交通部門会議

#### 【協議事項】

- (1) 令和8年度事業報告案について
- (2) 令和7年度事業計画・予算案について
- (3) 封印取付けに係る全国担当者会議について
- (4) 単位会からの照会について
- (5) VOD収録「封印業務研修」について
- (6) 「月刊日本行政」への執筆について
- (7) OSSセンター看板設置効果に係るアンケートについて
- (8) OSS委員会からの情報共有について
- (9) 警察庁・国交省との協議について
- (10) その他

### 建設・環境部門会議

#### 【協議事項】

- (1) 建設業セミナー2026について
- (2) 省庁・関係機関訪問結果報告について
- (3) VODコンテンツの収録について
- (4) 令和8年度事業計画・予算、本年度事業報告について
- (5) 日行連ホームページの修正について
- (6) その他

### 登録委員会(～10日)

#### 【登録審査】

- (1) 審査件数(123件)
- (2) その他

### 選挙管理委員会(～10日)

#### 【協議事項】

- (1) 令和8年度事業報告及び決算見込みについて
- (2) 令和7年度事業計画及び予算案について
- (3) その他

### 全国監察担当者会議

10日

火

### 法規監察部会

#### 【協議事項】

- (1) 照会案件等について
- (2) 監察案件等について
- (3) その他

12日

木

### 行政書士制度調査室会議(～13日)

#### 【協議事項】

- (1) 令和7年度事業報告案について
- (2) 令和8年度事業計画案・予算案について
- (3) その他

13日

金

### 中央研修所全国担当者会議

16日

月

### OSS利用促進に関する全国担当者会議 (中部地協)

17日

火

### 法務業務部会

#### 【協議事項】

- (1) マンション管理関連業務について
- (2) 令和7年度事業報告案について
- (3) 令和8年度事業計画・予算案について
- (4) 行政書士賠償責任保険について
- (5) VODについて
- (6) 「月刊日本行政」記事執筆について

### デジタル推進本部会議

#### 【協議事項】

- (1) 各WGの取組状況につて
- (2) 令和8年度事業計画・予算案について

24日

火

### 資格審査会

### 登録委員会

#### 【登録審査】

- (1) 審査件数(131件)
- (2) その他

25日

水

### 経理部会(～26日)

#### 【協議事項】

- (1) 令和8年度一般会計予算案について
- (2) 令和8年度中央研修所特別会計予算案について
- (3) 源泉徴収の取扱いについて
- (4) 会議謝金規則(新設案)について
- (5) 旅費規則の一部改正(案)について
- (6) 会費育休減免制度の検討について
- (7) 電帳法対応について
- (8) 流動資産と特定資産の口座について
- (9) 公益法人会計準拠について
- (10) その他

26日

木

### 規制改革委員会

#### 【協議事項】

- (1) 令和7年度事業報告案について
- (2) 令和8年度事業計画案・予算案について
- (3) その他



# 行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各单位会において、必要に応じてそれらを組み合わせ活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

## 掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等  
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>



# 会員の動き

## 登録者数 (令和8年2月末日現在)

<b>合計</b>	<b>54,395名</b>			
内 訳	男	45,040名	女	9,355名
個人事務所開業	男	41,968名	女	8,280名
行政書士法人社員	男	2,268名	女	476名
個人使用人行政書士	男	432名	女	306名
法人使用人行政書士	男	372名	女	293名

## 法人会員 (令和8年2月末日現在)

<b>法人会員数</b>	<b>1,697</b>
<b>法人事務所数</b>	<b>1,965</b>
主たる事務所数 (行政書士法人数)	1,427
従たる事務所数	538

## 異動状況 (令和8年2月中の処理件数)

<b>新規登録</b>	<b>合計</b>	<b>222名</b>	
	内 訳	男 184名	女 38名
<b>登録抹消</b>	<b>合計</b>	<b>124名</b>	
	内 訳	男 107名	女 17名
抹消内訳	廃業	109名	
	死亡	14名	
	その他	1名	

## 御協力のお願い ~日本行政を正確・迅速にお届けするために~

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

## 広報部員のひとり言

from EDITORS (伴)

新年度を迎え、桜の便りとともに、柔らかな春の光を感じる季節となりました。近年は春と秋が短くなり、夏と冬の印象が強まる「二季化」という言葉も耳にします。心地よく過ごせるこの貴重な時季を心豊かに過ごせますよう祈念いたします。

また、4月は、新たな一歩を踏み出す時期でもあります。本年1月の改正行政書士法により特定行政書士の業務範囲が拡大され、行政書士業務に属する手続に関して、行政書士の事前関与の有無を問わず、審査請求などの不服申立ての代理や審査請求書などを作成できることとなりました。今後、特定行政書士のニーズは高まるものと思われまますので、本年度の特定行政書士法定研修の受講を御検討いただければ幸いです。申込期間は4月1日午前9時から6月19日午後5時までとなっていますので、積極的な申込みをお待ちしています。

本年度も本会の広報事業への御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 月刊 日本行政 4月号

第641号 令和8年3月25日発行

発行人 宮本 重則  
 発行所 日本行政書士会連合会  
 〒105-0001  
 東京都港区虎ノ門四丁目  
 1番28号  
 虎ノ門タワーズオフィス10階  
 TEL 03-6435-7330  
 FAX 03-6435-7331  
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 伴 将史  
 次長 奥野慎太郎  
 部長 成田真利子  
 大門 則亮  
 益子 光宣  
 吉田 明浩  
 野崎 晃



月刊 **日本行政** 4月号

令和8年3月25日発行(毎月1回)

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：宮本 重則

編集人：伴 将史

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

虎ノ門タワーズオフィス10階